

平成26年度

包括外部監査結果報告書

「環境対策に関する事業の管理及び財務事務の執行
について」

平成27年3月

和歌山県包括外部監査人

公認会計士 大川幸一

目次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類.....	1
【2】選定した特定の事件（テーマ）	1
【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
【4】監査対象	1
【5】包括外部監査対象期間.....	2
【6】外部監査の方法.....	2
1. 監査の要点及び視点	2
2. 主な監査手続	2
【7】外部監査の実施時期	2
【8】外部監査人補助者の資格と名称.....	2
【9】利害関係	3
第2 県の環境対策の概要	4
【1】環境に関する現状と環境対策の体制.....	4
【2】監査対象とした事業について.....	17
第3 監査の結果及び意見の総括	19
【1】環境基本計画に関する結果・意見	19
1. 環境基本計画の推進体制（PDCAサイクル）について	19
2. 環境基本計画において評価・点検すべき施策・事業の整理について.....	21
【2】各事業に対する結果及び意見の総括.....	23
1. 計画の策定に関する結果及び意見	23
2. 成果指標の設定、評価及び取り組みに関する結果及び意見	25
3. 契約事務に関する結果及び意見.....	28
4. 効果的、効率的な事務の遂行に関する結果及び意見	30
第4 環境対策に関する事業の管理及び財務事務に関する結果及び意見	33
【1】自然公園等施設整備事業.....	33
1. 事業の内容と目標.....	33
2. 監査の結果及び意見	34
【2】名所・景勝地魅力づくり事業.....	38
1. 事業の内容と目標.....	38
2. 監査の結果及び意見	39
【3】住宅用太陽光発電設備導入促進事業.....	40
1. 事業の内容と目標.....	40
2. 監査の結果及び意見	41

【4】和歌山県地域グリーンニューディール基金活用事業	42
1. 事業の内容と目標	42
2. 監査の結果及び意見	43
【5】環境調整事業	44
1. 事業の内容と目標	44
2. 監査の結果及び意見	45
【6】和歌山県温暖化対策推進事業	46
1. 事業の内容と目標	46
2. 監査の結果及び意見	47
【7】鳥獣保護事業	48
1. 事業の内容と目標	48
2. 監査の結果及び意見	50
【8】自然公園等保護対策事業	51
1. 事業の内容と目標	51
2. 監査の結果及び意見	53
【9】県立自然公園の保全利用促進事業	55
1. 事業の内容と目標	55
2. 監査の結果及び意見	56
【10】ジオパーク推進事業	57
1. 事業の内容と目標	57
2. 監査の結果及び意見	58
【11】紀南版フェニックス事業	60
1. 事業の内容と目標	60
2. 監査の結果及び意見	63
【12】産業廃棄物処理業者指導事業	64
1. 事業の内容と目標	64
2. 監査の結果及び意見	67
【13】PCB廃棄物処理対策推進事業	70
1. 事業の内容と目標	70
2. 監査の結果及び意見	71
【14】海岸漂着物地域対策推進事業	75
1. 事業の内容と目標	75
2. 監査の結果及び意見	76
【15】不法投棄・不適正処理対策事業	78
1. 事業の内容と目標	78
2. 監査の結果及び意見	79

【16】	不法投棄監視パトロール事業	81
1.	事業の内容と目標	81
2.	監査の結果及び意見	82
【17】	水質汚濁防止対策事業	83
1.	事業の内容と目標	83
2.	監査の結果及び意見	85
【18】	大気汚染常時監視テレメーター装置運営事業	90
1.	事業の内容と目標	90
2.	監査の結果及び意見	92
【19】	アスベスト対策事業	94
1.	事業の内容と目標	94
2.	監査の結果及び意見	96
【20】	大気汚染等防止対策事業	99
1.	事業の内容と目標	99
2.	監査の結果及び意見	101
【21】	騒音振動公害防止対策事業	103
1.	事業の内容と目標	103
2.	監査の結果及び意見	105
【22】	ダイオキシン類防止対策事業	107
1.	事業の内容と目標	107
2.	監査の結果及び意見	110

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件（テーマ）

環境対策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

科学技術や社会経済の発展に伴い、県民生活の利便性、快適性は向上している半面、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動が、身近な生活環境の悪化や地球規模の環境問題を引き起こし、現在の世代のみならず将来の世代にも影響を及ぼす問題となっている。和歌山県においても、このような状況が、県土の約8割を占める森林や豊富な水、約650kmに及ぶ雄大な海岸線など、豊かな自然環境に大きな影響を与えつつある。

県では、平成9年に環境基本条例を制定するとともに、平成12年に第1次、平成17年に第2次、平成23年に第3次の環境基本計画を策定し、環境保全のための取り組みを進めている。

県をめぐる財政状況が非常に厳しい中で、環境対策への取組みとして、費用対効果の高い事業を優先的に実施するとともに、環境対策に関する事業の成果について、県民に対して適切な説明責任を果たすことが求められる。

そこで、県が取り組んでいる環境対策に関する事業について、公益性・公共性の観点から、県の政策目的に合致しているか、当該事業の財務事務が法令・規則等に準拠して適切に実施されているか、さらには効率性・有効性の観点から適切に執行されているかどうかの視点で検証することは有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

【4】監査対象

環境生活総務課、循環型社会推進課、環境管理課を対象とする。

抽出した個別事業における財務事務の状況のほか、「環境基本計画」と個別事業の関連性、評価の状況についても検討を行う。

なお、監査対象事業の選定については、第2【2】監査対象とした事業についてを参照されたい。

【5】包括外部監査対象期間

平成 25 年度（自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 26 年度の一部についても監査対象とした。

【6】外部監査の方法

1. 監査の要点及び視点

(1) 環境基本計画について

- ▶ 環境基本計画で掲げる施策と、個別事業との関連性が明確になっているか。
- ▶ 計画段階から大きな状況の変化が生じている場合、計画の見直し要否が十分に検討されているか。
- ▶ 環境基本計画における目標達成状況が適切に管理され、個別事業の実施に反映されているか。

(2) 個別事業の財務事務について

○ 個別事業の財務事務の合規性

- ▶ 個別事業における財務事務が、法令、条例及び規則等に基づいて適切に行われているか。

○ 個別事業の財務事務の経済性、効率性、有効性

- ▶ 個別事業における財務事務が、経済的、効率的、効果的に実施されているか。
- ▶ 個別事業の実施にあたって、費用対効果の検証や目標達成状況のモニタリングが行われているか。
- ▶ 個別事業における目標設定が、環境基本計画における目標と整合しているか。

2. 主な監査手続

- 関連する法令・条例・規則等の閲覧
- 環境基本計画の策定及び進捗状況に関する資料閲覧、担当者への質問
- 個別事業についてのヒアリング及び関連書類の閲覧、担当者への質問
- その他、監査の実施過程で必要と認められた監査手続

【7】外部監査の実施時期

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 16 日まで

【8】外部監査人補助者の資格と名称

公認会計士	酒井 清
公認会計士	辻井芳樹
公認会計士	福原顕憲
公認会計士	井谷裕介

会計士試験合格者	長谷川くニコ
会計士試験合格者	柳川英紀
会計士試験合格者	成山哲平
弁護士	松本好史

【9】利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

なお、本報告書に記載した数値については、基本的には表示単位未満を切り捨てているが、入手した資料によっては四捨五入しているものをそのまま表記しているものもある。

第2 県の環境対策の概要

【1】環境に関する現状と環境対策の体制

(1) 国の環境政策

県における環境に関する施策は、国の環境施策に準じて策定し、実施することが義務づけられており（環境基本法第7条）、国の環境施策（環境基本計画）と密接に関係する構造となっている。

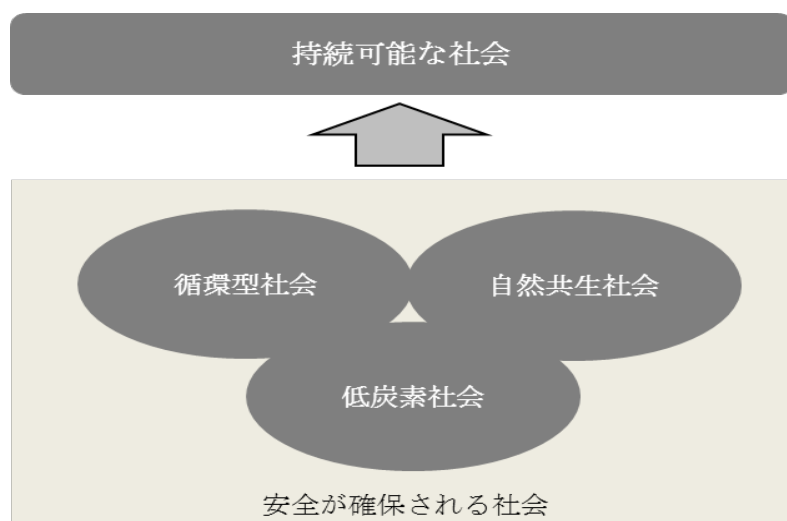
① 環境基本法の目的

平成5年11月19日に国の環境保全の基本理念等を示す法律として、環境基本法が公布・施行された。同法においては、「環境の恵沢の享受と継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の基本理念に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

② 環境基本計画の策定

国は環境基本法第15条に基づき、環境基本計画を定めることが求められている。環境基本計画とは、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、政府の取組の方向を示すのみならず、地方公共団体、事業者、国民の自主的、積極的取組を全体として促す役割も期待されている。

国における環境基本計画は平成6年に策定された第1次環境基本計画にはじまり、定期的に総括、見直しが行われ、平成24年4月27日に策定された第4次環境基本計画が最新の計画となっている。環境行政の究極目標である持続可能な社会を実現するため、「安全」が確保される社会を基盤として「低炭素」、「循環」、「自然共生」の各分野が統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が保全されることを目指すこととされている。



(出所：環境省 第4次環境基本計画)

国は環境基本計画に基づき、今後の環境政策の展開の方向を示している。具体的には、持続可能な社会を実現するうえで重視すべき方向として、次の4点が設定されている（以下、環境省 第4次環境基本計画より抜粋）。

NO	項目	内容
1	政策領域の統合による持続可能な社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・環境的側面、経済的側面、社会的側面を総合的に向上させること ・各々の環境政策の分野の相互関係を踏まえた分野間の連携を図ること
2	国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題に関する国際交渉や国際環境協力を行うに当たっては、長期的な視野に立ち、我が国の国益と地球環境全体の利益の双方の観点から戦略的に取り組む。
3	持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境を維持・回復し、国土のストックとしての価値を増大させていくとともに、国土から生み出される生態系サービスを持続可能なかたちで利用していく ・新規を含む都市基盤や住宅のストック等についても、環境負荷が小さいものとなるように、質を高めるとともに、適切に維持管理・更新を進めていく
4	地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・行政・企業・NPO・市民それぞれの主体が問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組むよう、環境教育や意識啓発を行う

さらに、そのために優先的に取り組む重点分野として、次の9つの分野が設定されている。

1	経済、社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進
2	国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進
3	持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進
4	地球温暖化に関する取組
5	生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
6	物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
7	水環境保全に関する取組
8	大気環境保全に関する取組
9	包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

(2) 県の環境政策

① 県の環境の現状と問題

和歌山県は、県土の約8割を占める森林や豊富な水、約650kmに及ぶ雄大な海岸線など、豊かな自然環境に恵まれている。しかし、近年の社会経済活動の進展に伴い、県民の生活の利便性が高まるとともに物質的な豊かさがもたらされている一方で、北部臨海工業地域を中心とした大気汚染や水質汚濁といった公害問題、生活排水等による水質汚濁、自動車交通騒音、廃棄物の排出量の増大等のいわゆる都市型及び生活型の環境問題が顕在化してきている。近年では、これらの環境への負荷が、地域の環境を損なう原因となるにとどまらず、人類の社会経済活動の進展が生態系の不均衡や地球温暖化等、地球環境にまでも影響を及ぼしている。

今後、環境保全活動と地域活性化の両立が必要となるなかで人口減少に直面する等、県の環境行政が抱える問題はますます多様化・複雑化するとともに、その解決に向けた取組が急務となっている。

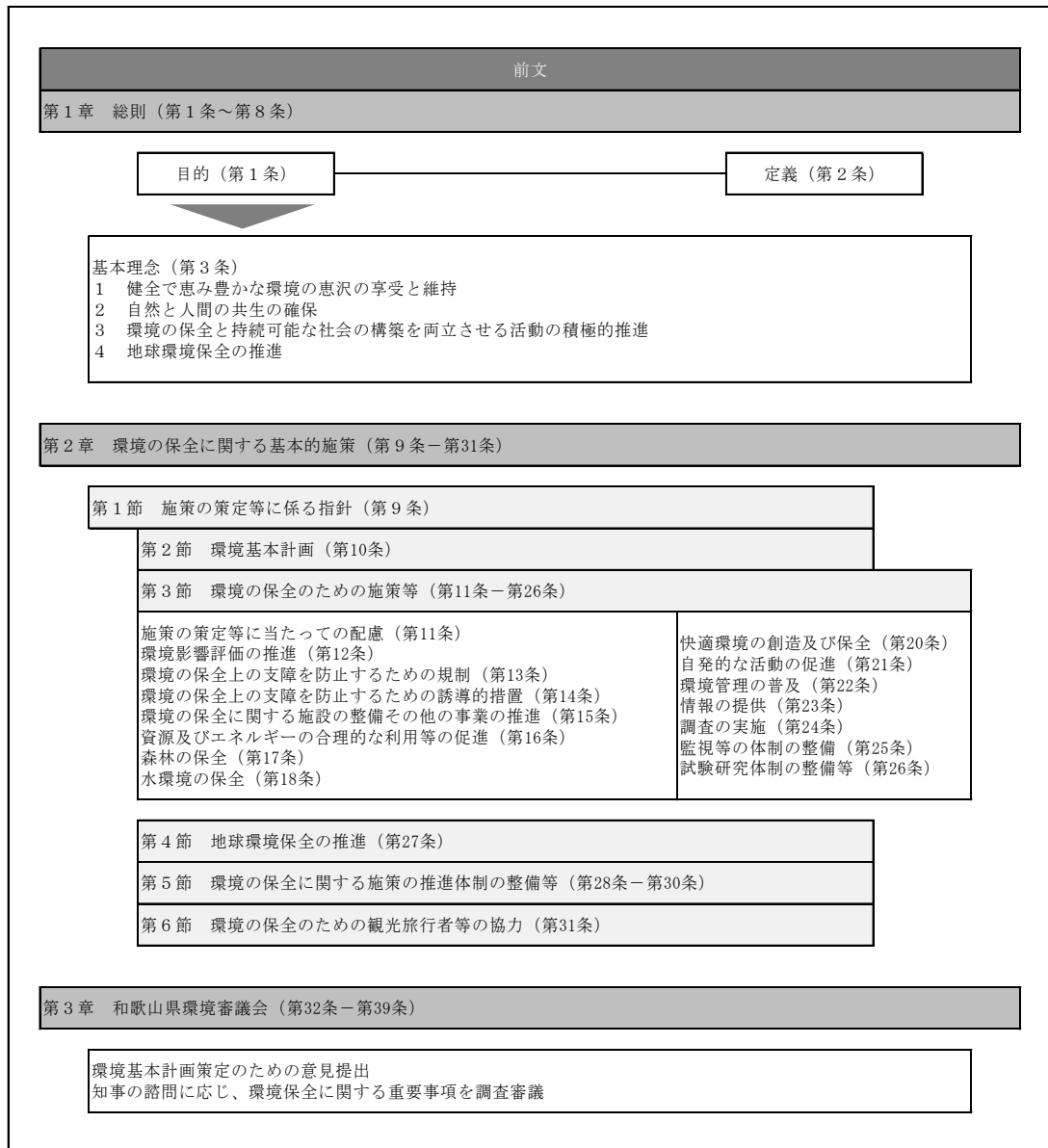
② 環境基本条例の制定と環境基本計画の策定

i) 環境基本条例の制定

和歌山県は、自然と共生することのできる健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を実現するため、平成9年10月に和歌山県環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）を制定した。同条例は、環境の保全に関する施策を市町村、事業者及び県民とともに総合的かつ計画的に推進することが必要であるという認識にたって制定されているため、行政、事業者、県民のそれぞれの責務と環境施策の基本的な方向が明らかにされている。また、環境基本法の趣旨に基づいて制定されているため、環境基本条例の4つの基本理念に

は、環境基本法の理念が反映されている。

同条例の構成は、以下の通りである。



ii) 環境基本計画の策定

県では、平成12年に第1次、平成17年に第2次、平成23年に第3次の環境基本計画を策定し、環境保全のための取り組みを進めている。

iii) 環境基本条例と環境基本計画の関係

環境基本条例は、第9条において環境事業への総合的かつ計画的な取組みを要請し、これを実現するために、第10条第1項で県における和歌山県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の策定を義務付けている。また、同条例第10条第3項では、県による環境基本計画の策定にあたり、あらかじめ、和歌山県環境審議会（以下「環

境審議会」という。)の意見を聴取することを義務付けている。なお、環境基本計画の策定に必要な連絡調整は、知事室長及び各局長で構成される和歌山県環境施策推進会議(以下「施策推進会議」という。)が行うこととなっている。

(3) 環境基本計画について

① 環境基本計画の概要

環境基本計画は、県の環境保全に関する総合的な大綱を定めるものであり、環境施策の基本的考え方と長期的な目標を示すとともに、その実現に向けた県の施策展開のあり方を示すものである。

本計画の中では、すべての主体(行政、事業者、県民)による自主的な行動や連携・協働を推進するため、各主体に期待される役割や行動についても示されている。本計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とし、計画の対象範囲を次のとおり設定している。

- ・人と自然が共生する社会の構築に関すること
- ・健全な生活環境の確保に関すること
- ・循環型社会の構築に関すること
- ・地球環境保全に関すること
- ・各主体の取組みや協働・連携の促進に関すること

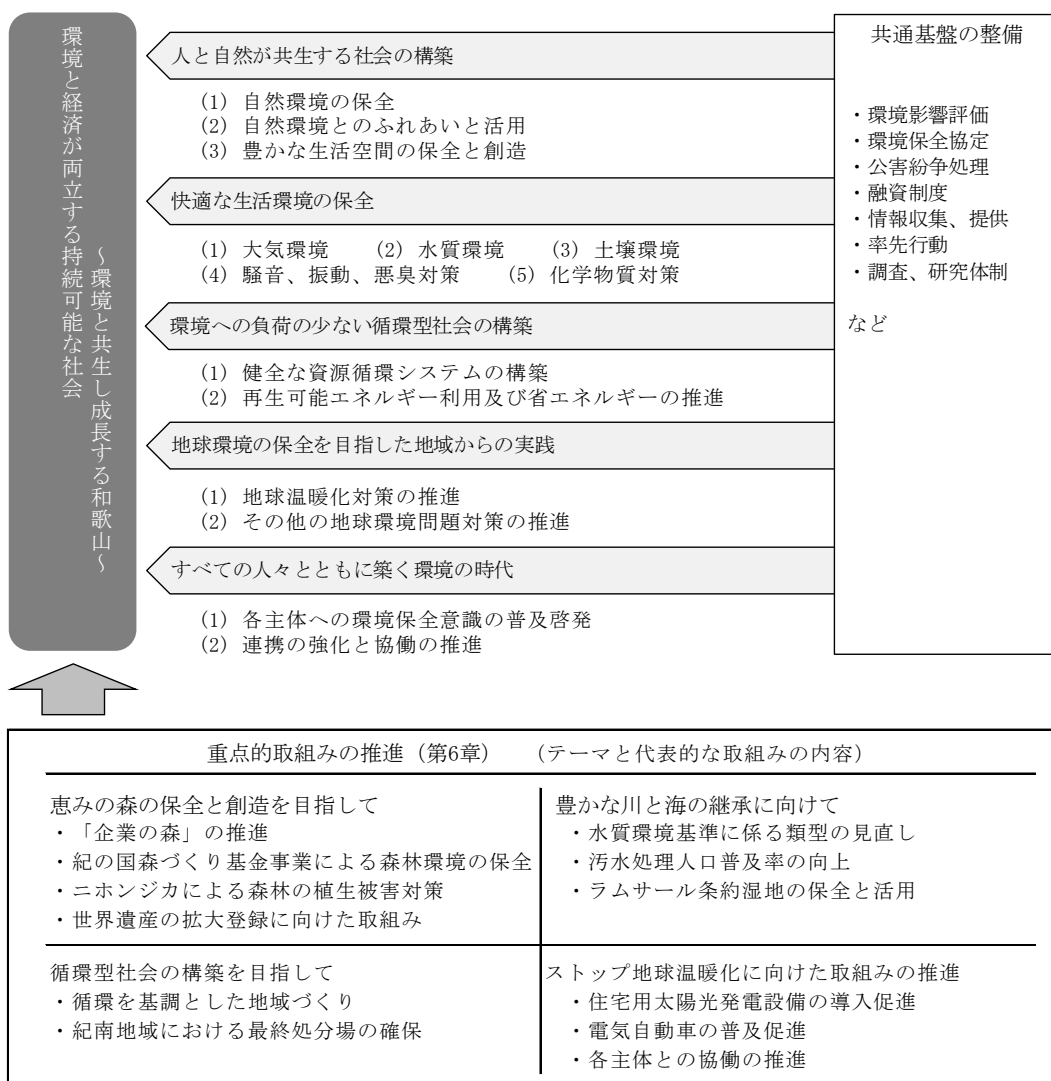
上記のとおり、国の環境基本計画で掲げられている、循環型社会、自然共生社会の実現等が施策の対象範囲として設定されている。県の環境施策は、環境基本法の理念にのっとり、かつ、国の環境施策に準じることが求められているため、和歌山県の環境基本計画も環境基本法および国の計画に準じた計画となっている(以下、環境基本法第7条抜粋)。

環境基本法

(地方公共団体の責務)

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【環境基本計画体系図】



（出所：環境基本計画より監査人が加工）

② 環境審議会について

上述したとおり、環境基本計画の策定にあたっては、環境基本条例により、環境審議会の関与が求められている。この審議会は、環境基本条例第32条第1項により設置を求められており、環境基本計画策定に係る意見の具申、知事の諮問についての調査審議、その他付随する事務を実施する会議体である。

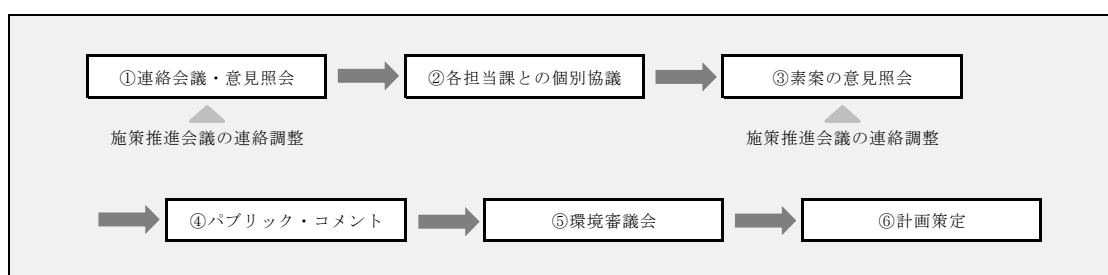
環境審議会は、「和歌山県環境審議会規則」において、その組織及び運営に関し必要な事項が定められており、各委員の選任は、審議会の会長の指名による。なお、本審議会による答申や会議録は書面に記録され、公開するものとされている。

③ 施策推進会議について

施策推進会議は、「和歌山県環境施策推進会議設置要綱」により設置される会議体であり、知事室長及び各局長を委員として構成され、環境基本計画の立案・検討に関する事項について連絡調整を行うこととされている。また、各委員たる知事室長、局長の下に、和歌山県環境施策実務検討部会（以下「実務検討部会」という。）が組織され、部会員が配置されており、部会員は各局の課長が選任されている。

④ 環境基本計画の策定手順について

環境基本計画の策定手順は上述のとおりであるが、要約すると、次表のとおりである。



⑤ 環境基本計画のモニタリング体制

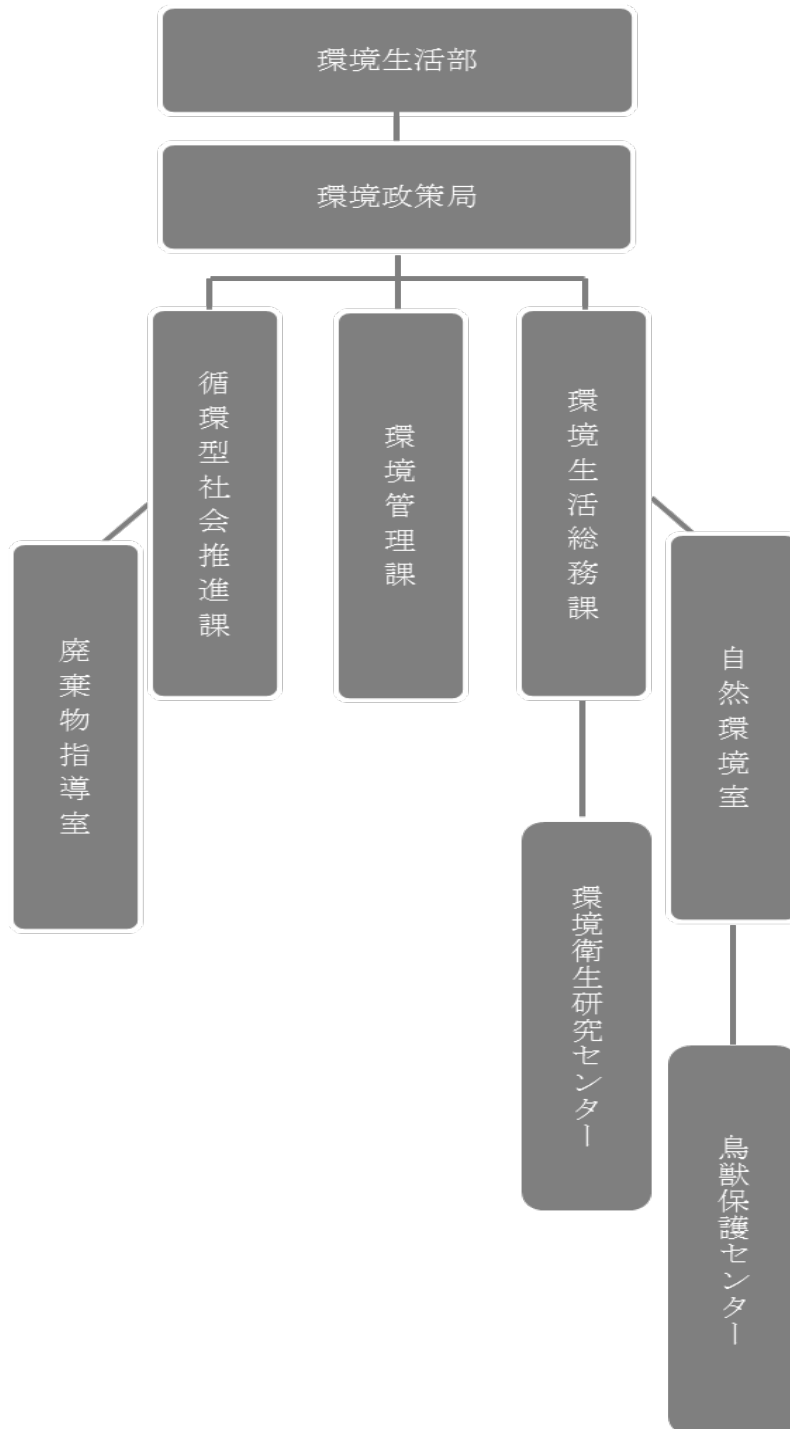
和歌山県環境施策推進会議設置要綱第2条第2号において、施策推進会議の所掌事務として「和歌山県環境基本計画に係る点検・評価に関する事項」と定められている。また、環境基本計画の進捗管理や項目の見直し検討は、環境審議会の環境基本計画策定に対する答申においても行われる。

⑥ 環境白書について

県の環境の状況や計画で掲げた施策の実施状況、環境配慮への取り組み状況、目標の達成状況等、現状にかかるデータを取りまとめ、環境白書として公表している。

⑦ 環境施策実施の体制

環境基本条例において「県は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。」(28条)としており、以下のような施策実施の体制を構成している。(平成25年4月1日現在)。



(出所：和歌山県ホームページより監査人加工)

⑧ 環境基本計画と個別事務事業の関係

県は、環境基本計画の目的を達成するために、その基本方針に従って、事務事業を実施している。環境基本計画に掲げる施策と環境政策局が平成25年度に実施した個別事務事業との対応関係は、次のとおりである。

(環境基本計画と個別事務事業との対応関係)

施策		事業
人と自然とが共生する社会の構築		
(1)	自然環境の保全	自然公園等保護対策事業 鳥獣保護事業 外来生物対策事業
(2)	自然環境とのふれあいと活用	自然公園等施設整備事業 県立自然公園の保全利用促進事業 名所・景勝地魅力づくり事業 ジオパーク推進事業
(3)	豊かな生活空間の保全と創造	
快適な生活環境の保全		
(1)	大気環境	大気汚染常時監視テレメーター装置運営事業 大気汚染等防止対策事業 微小粒子状物質常時監視体制整備事業
(2)	水質環境	水質汚濁防止対策事業 瀬戸内海環境保全対策事業
(3)	土壌環境	
(4)	騒音、振動、悪臭対策	騒音振動公害防止対策事業
(5)	化学物質対策	アスベスト対策事業 ダイオキシン類防止対策事業 化学物質管理指導事業
環境への負荷の少ない循環型社会の構築		
(1)	健全な資源循環システムの構築	紀南版フェニックス事業 産業廃棄物処理業者指導事業 PCB 廃棄物処理対策推進事業 総合調整事業 一般廃棄物適正処理推進事業 廃棄物処理計画推進事業 海岸漂着物地域対策推進事業

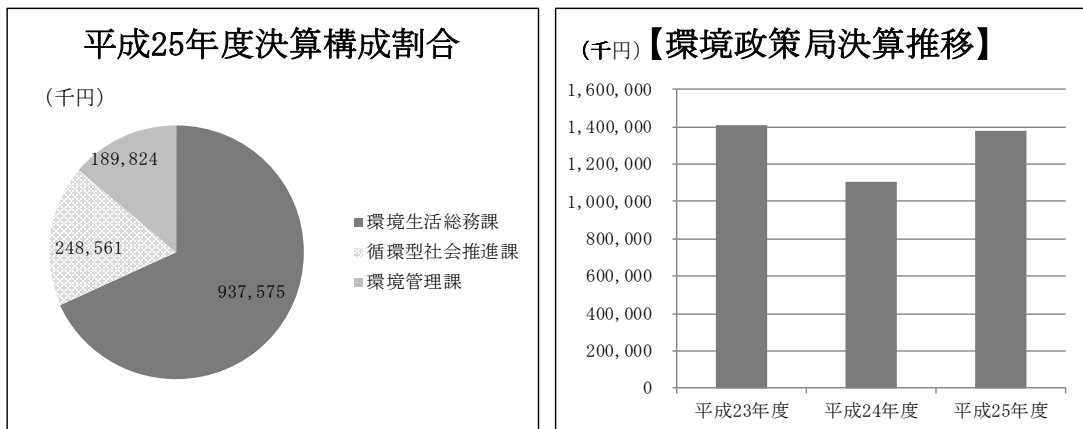
		ダイオキシン類等環境汚染対策事業 不法投棄・不適正処理対策事業 産廃保管・土砂埋立等適正処理指導事業 不法投棄監視パトロール事業 リサイクル推進事業
(2)	再生可能エネルギー利用及び 省エネルギーの推進	住宅用太陽光発電設備導入促進事業 和歌山県地域グリーンニューディール基金活用事業
地球環境の保全を目指した地域からの実践		
(1)	地球温暖化対策の推進	和歌山県温暖化対策推進事業 電気自動車導入推進事業
(2)	その他の地球環境問題対策の推進	
すべての人々とともに築く環境の時代		
(1)	各主体への環境保全意識の普及啓発	和歌山県温暖化対策推進事業 環境調整事業 わかやま環境保全活動・学習推進事業
(2)	連携の強化と協働の推進	

上表に記載の事業以外に「環境保全審査指導事業」や「健康と環境を守る調査研究事業」があるが、個別の施策と結びつかないため、上表には含めていない。

(4) 環境政策局における環境関連事業の予算・決算

① 環境政策局の決算

環境政策局における決算の状況は次のとおりである。



環境政策局の決算額のうち、約68%を環境生活総務課の事業等が占めている。また、平成24年度に、決算額は大幅に減少している。これは、これは主に環境生活総務課において、和歌山県地域グリーンニューディール基金活用事業の決算額が減少している

ためである。

② 各課及び環境関連事業等の予算・決算

環境政策局における各課及び環境関連事業の予算・決算の状況は次のとおりである。

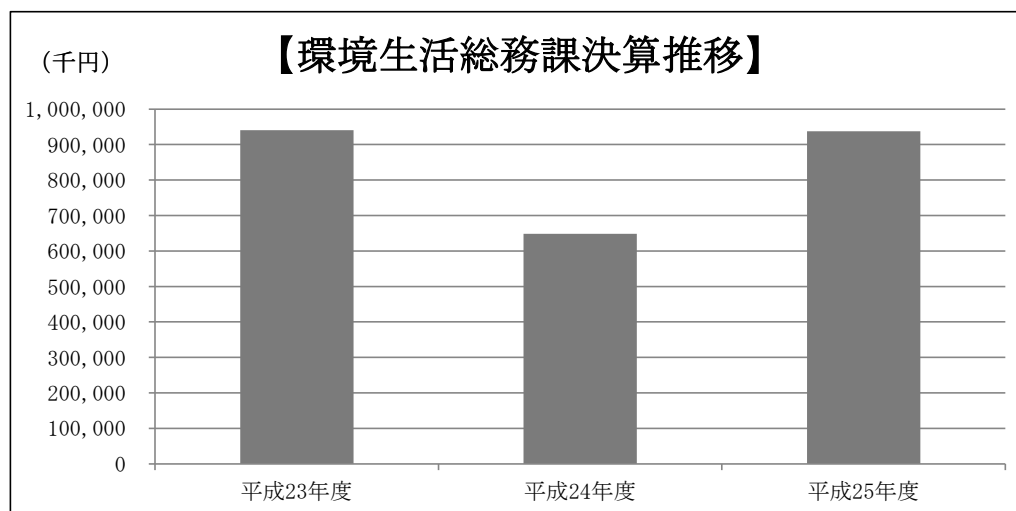
【環境生活総務課】

(金額単位：千円)

事業等名称	平成 25 年度 当初予算	平成 25 年度 決算
自然公園等施設整備事業	33,225	7,371
名所・景勝地魅力づくり事業	58,000	55,248
住宅用太陽光発電設備導入促進事業	29,600	29,600
和歌山県地域グリーンニューディール基金 活用事業	564,134	370,314
環境調整事業	11,583	8,120
環境保全審査指導事業	3,601	1,470
わかやま環境保全活動・学習推進事業	1,729	1,126
和歌山県温暖化対策推進事業	8,653	4,097
リサイクル推進事業	2,201	1,316
リサイクル調達支援事業	5,000	-
電気自動車導入推進事業	9,449	2,985
鳥獣保護事業	16,222	15,308
自然公園等保護対策事業	6,226	4,969
外来生物対策事業	3,794	4,074
県立自然公園の保全利用促進事業	15,000	3,310
ジオパーク推進事業	6,768	6,630
健康と環境を守る調査研究事業	2,456	2,418
運営費及び人件費等	473,394	419,219
合計	1,251,035	937,575

なお、和歌山県地域グリーンニューディール基金への積立（運用益の積立を含む）は上表には算入していない。

決算額の推移



平成24年度で大幅に決算額が減少しているが、これは主に和歌山県地域グリーンニューディール基金活用事業によるものである。「第4【4】」に詳細記述）当事業では平成24年度から、これまでとは異なり、再生可能エネルギー等導入推進を新たに始めており、実施初年度であったことから、決算額は少額となっている。

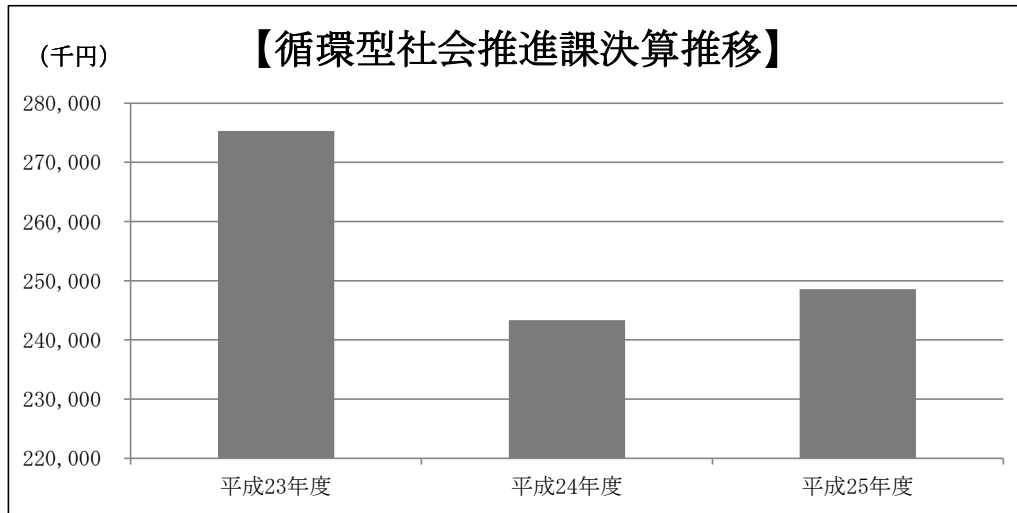
なお、和歌山県地域グリーンニューディール基金への積立（運用益の積立を含む）は上グラフには算入していない。

【循環型社会推進課】

(金額単位：千円)

事業等名称	平成25年度 当初予算	平成25年度 決算
紀南版フェニックス事業	20,295	15,596
産業廃棄物処理業者指導事業	12,635	8,847
PCB廃棄物処理対策推進事業	12,000	12,000
総合調整事業	3,896	2,839
一般廃棄物適正処理推進事業	692	542
廃棄物処理計画推進事業	1,246	1,098
海岸漂着物地域対策推進事業	0	14,184
ダイオキシン類等環境汚染対策事業	998	990
不法投棄・不適正処理対策事業	9,391	6,184
産廃保管・土砂埋立等適正処理指導事業	3,410	3,213
不法投棄監視パトロール事業	11,549	11,138
人件費	185,005	171,930
合計	261,117	248,561

決算額の推移



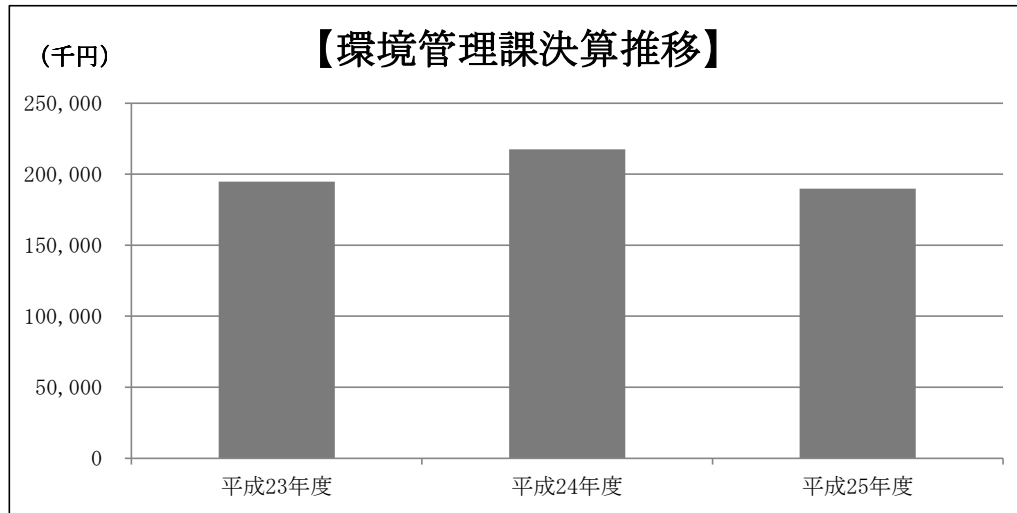
平成 23 年度の決算額が多額となっているが、これは主に紀伊半島大水害により発生した死亡牛を県が行政代執行により処理したことに伴い、産業廃棄物処理業者指導事業（「第 4 【12】」に 詳細記述）において、委託料（36,366 千円）が増加したためである。

【環境管理課】

（金額単位：千円）

事業等名称	平成 25 年度 当初予算	平成 25 年度 決算
水質汚濁防止対策事業	20,263	18,327
大気汚染常時監視テレメーター装置運営事業	34,222	33,669
アスベスト対策事業	14,498	14,285
大気汚染等防止対策事業	7,059	6,828
騒音振動公害防止対策事業	6,043	5,123
ダイオキシン類防止対策事業	10,686	10,509
瀬戸内海環境保全対策事業	3,384	3,037
化学物質管理指導事業	3,010	2,800
微小粒子状物質常時監視体制整備事業	4,129	3,707
人件費	103,297	91,539
合計	206,591	189,824

決算額の推移



平成 24 年度の決算額が多額となっているが、これは主に微少粒子状物質常時監視体制整備事業で必要機器の整備を行ったことによる。

【2】 監査対象とした事業について

県の環境行政を担っている環境政策局において実施している事業のうち、平成 25 年度当初予算の事業規模を鑑みたうえで、以下の 22 事業を監査対象とした。

事業		所管部署
1	自然公園等施設整備事業	環境生活総務課
2	名所・景勝地魅力づくり事業	環境生活総務課
3	住宅用太陽光発電設備導入促進事業	環境生活総務課
4	和歌山県地域グリーンニューディール基金活用事業	環境生活総務課
5	環境調整事業	環境生活総務課
6	和歌山県温暖化対策推進	環境生活総務課
7	鳥獣保護事業	環境生活総務課
8	自然公園等保護対策事業	環境生活総務課
9	県立自然公園の保全利用促進事業	環境生活総務課
10	ジオパーク推進事業	環境生活総務課
11	紀南版フェニックス事業	循環型社会推進課
12	産業廃棄物処理業者指導事業	循環型社会推進課
13	PCB 廃棄物処理対策推進事業	循環型社会推進課
14	海岸漂着物地域対策推進事業	循環型社会推進課

15	不法投棄・不適正処理対策事業	循環型社会推進課
16	不法投棄監視パトロール事業	循環型社会推進課
17	水質汚濁防止対策事業	環境管理課
18	大気汚染常時監視テレメーター装置運営事業	環境管理課
19	アスベスト対策事業	環境管理課
20	大気汚染等防止対策事業	環境管理課
21	騒音振動公害防止対策事業	環境管理課
22	ダイオキシン類防止対策事業	環境管理課

第3 監査の結果及び意見の総括

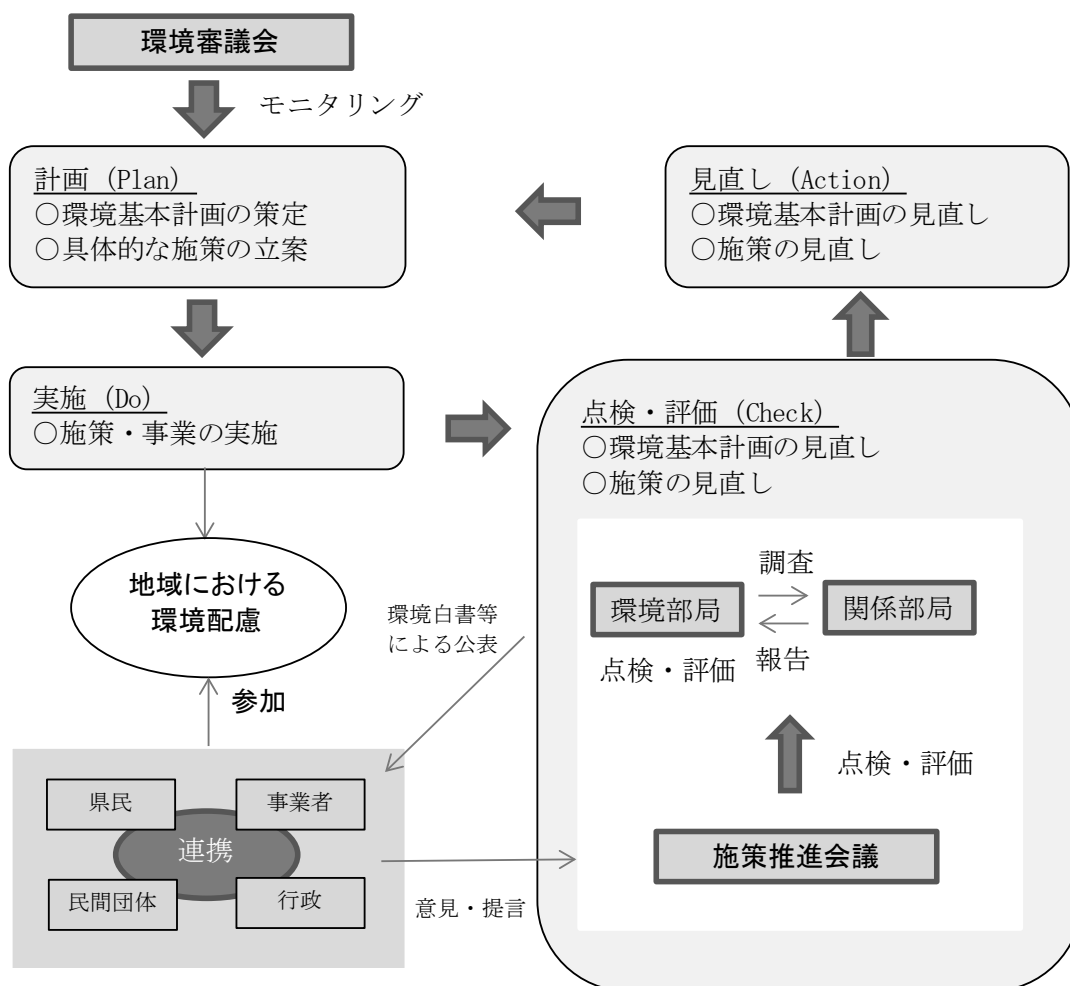
【1】環境基本計画に関する結果・意見

1. 環境基本計画の推進体制（PDCA サイクル）について

① 環境基本計画の推進体制（PDCA サイクル）に係る現状

環境基本計画の目標達成状況は、施策推進会議が毎年点検・評価を実施することとしており、当該点検・評価を関連する施策の見直し等に反映する仕組みとなっている。また、計画期間は5年であり、環境基本計画策定に際しては環境審議会がモニタリングをすることとしている。

環境基本計画推進体制（PDCA サイクル）



(出所：「環境基本計画」より監査人加工)

しかし、これまで施策推進会議の開催実績は無く、計画の策定から次期計画の検討に伴う環境審議会でのモニタリングまでの間、その進捗管理は、環境生活総務課が各事業課に照会し、毎年度取りまとめる方法で行われている。

このようなモニタリング体制が構築されている一方で、各事業の継続の可否、次年度予算の増減については、事業の実績・効果を検討し、予算協議や事務事業評価による見直しの中で決定している。

② 監査の結果

i) 環境基本計画の施策の点検・評価を実施する仕組みを構築すべき

環境基本計画は、環境審議会で検討・評価され、将来の基本方針が策定される一方で、環境基本計画に掲げる事業の規模等については、予算協議における評価や事務事業評価による見直しにより決定される。こうした評価や見直しがあることもあり、施策推進会議は開催されず、環境基本計画の施策を点検・評価するという本会議の職務が果たされていない状況にある。

しかし、予算協議における評価や事務事業の見直しによる評価のみでは、環境基本計画の策定における専門的な知見や視点からの判断はほとんど行われないため、環境基本計画のモニタリング結果を事業にフィードバックする機会が失われていると考えられる。県は、環境基本計画に定められている施策推進会議において、環境基本計画の施策の実施状況を適切に点検・評価する必要がある。仮に施策推進会議を開催しないのであれば、これに代わる機能を持った別の仕組みを構築する必要がある。

③ 意見

i) 実効性のある環境基本計画・施策の点検・評価を実施すべき

環境基本計画においては前期間の環境基本計画の目標値に対する達成状況や今後の課題を記載しているが、目標値が達成されていない場合に、その原因や具体的な取り組みまでは記載されていない。これは、上述した「②監査の結果」にあるように、本来施策推進会議が実施すべきである環境基本計画の目標達成状況の点検・評価が実施されていないこと等から、計画策定に係る環境審議会によるモニタリングが十分に機能しにくい状況になっているものと考えられる。

以下は目標が達成できていない指標についての環境基本計画における記載の要約である（抜粋）。

指標	目標値	平成 21 年 度達成状況	結果の記載 (抜粋)	今後の課題 (抜粋)
自然歩道整備 延長	510km	228.3km	自然歩道の整備延長は、目標値の約 45%にとどまっている。	計画的整備と施設の維持管理について、継続的に実施する必要がある。

育成複層林面積	11,100ha	5,117ha	育成複層林は161ha増加した。	木材生産を主眼とする森林と木材生産以外の森林に区分し、適切な森林施業を推進する必要がある。
---------	----------	---------	------------------	---

上表のような記載では結果及び今後の計画の公表という観点、PDCA サイクルの実現という観点からは不十分である。次期計画策定時においては、環境基本計画の目標達成状況についての十分な点検・評価を行いその結果に基づき、環境審議会での十分な審議を経たうえで、指標の達成にむけた具体的な取り組みを記載することが必要である。

ii) 中間モニタリングを実施すべき

環境白書においては、「第2【1】(3)⑥」に記載のとおり、現状に係るデータの提示のみとなる。また、必ずしも全ての事項が専門的な知見によって評価されている状況には無い。そのため、専門的な知見による網羅的な環境基本計画の評価は、少なくとも審議会との間の5年間は実施されていない状況にある。

5年間の中で、環境に係る研究成果や技術革新により、適切な環境対策が新たに考案されることも十分に起こり得るため、環境基本計画の中間時点において環境審議会を開催する等、現行計画の期間中にも適切なモニタリングの機会を設けることが望ましいと考える。

2. 環境基本計画において評価・点検すべき施策・事業の整理について

① 環境基本計画に記載された施策・事業について

現状、環境基本計画においては256の施策が掲げられているが、施策に紐づく実施事業がないものや、実施事業の主目的が環境保全ではないものがある。

また、施策として掲げているもののなかには、許認可を行う等規制行政として取り組んでいるものがあり、これらは指標を用いて評価・点検することに馴染まないものである。

以下は、施策に紐づく実施事業がないものや、実施事業の主目的が環境保全ではないもの、規制行政として取り組んでいるものを環境基本計画から抜粋したものである。

区分	施策
施策に紐づく実施事業がないもの	複合臭の問題に対応するため臭気指数規制の導入を検討します。
実施事業の主目的が環境保全ではないもの	関係機関と連携し、バイパス整備などの道路網の体系的整備、交通総量の抑制対策、

	交通管理など移動発生源対策を推進します。
	自動車からの排出ガス総量を削減していくため、道路網や交通流の体系的整備を進めます。
規制行政として取り組んでいるもの	自然環境や景観に配慮し、生態系等の特色を活かした斜面对策を推進します。
	和歌山県世界遺産条例の基本理念に基づき、市町村との連携のもと、まちなみや森林景観の保存を図ります。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 環境基本計画において評価・点検すべき事業を整理すべき

上記のとおり、環境基本計画には、実施事業がないもの、主目的が環境保全ではないもの、規制行政として取り組んでいるもの等、指標を用いて評価・点検することに馴染まない施策や事業が記載されている。

県は、PDCA サイクルを機能させるため、また、実施事業を管轄する部署に環境基本計画の適切な遂行を意識付けるためにも、環境基本計画における施策と事業を明確に結びつけることや施策や事業を指標による評価・点検をすることができるもの、できないものに明確に区別することの整理を行う必要がある。

ii) 評価・点検すべき事業を整理したうえで、環境施策全体の予算・決算を把握すべき

行政活動の基本的な考え方として、最小限のコストで最大限の効果を発揮することが求められる。環境施策を推進しているのは、基本的には環境生活部であるが、環境施策全体を施行するにあたっては、様々な部署が関係することとなる。環境施策が最小限のコストで最大限の効果を発揮できているか否かの評価に資するよう、環境生活部以外の関係部署の施策も含めた環境施策全体の予算及び決算を把握することが望まれる。

【2】各事業に対する結果及び意見の総括

1. 計画の策定に関する結果及び意見

事業を効果的、効率的に遂行するにあたり、事業計画の策定は重要である。また、その策定方法や決裁についても適切な判断が介在するような仕組みを構築すべきである。しかし、各事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

事業計画書及び事業報告書の記載方法と基本計画書（中期計画）の記載方法を整合させるべき【意見】	
ジオパーク 推進事業	<p>南紀熊野ジオパーク推進協議会は、事業年度毎に事業計画書及び事業報告書を作成しており、具体的に各事業年度に実施するまたは実施した事業を記載しているものの、この記載方法が基本計画書（中期計画）の実行計画の記載方法と異なっているため、当事業年度に実施すべき事業が網羅的に含まれているかどうか分かりにくい状況となっている。</p> <p>計画した事業が網羅的に実施されるように、事業計画書及び事業報告書の実施事業の項目の記載方法は、基本計画書（中期計画）の実行計画の記載方法と整合させ、両者の関連や基本計画書に記載されている事業が網羅的に実施されていることの確認が容易にできるようにすることが必要である。</p> <p>（第4【10】2（1）参照）</p>
県と委託業者が実施する立入検査を効率的に実施できる計画を策定すべき【意見】	
産業廃棄物 処理業者指 導事業	<p>所管課及び県立各保健所では、産業廃棄物処理業者の資質向上や産業廃棄物排出事業者への指導・啓発のために、産業廃棄物処理施設及び排出事業者へ立入検査を地域ごとに分担して行っている。</p> <p>しかし、所管課または県立各保健所が実施する立入検査と委託業者が実施する点検指導業務が一部重複しており非効率となっているため、所管課はあらかじめ委託業者が実施する点検指導業務の対象業者を把握しておき、所管課または県立各保健所が実施する立入検査の対象業者と重複しないような計画を立てる必要があった。</p> <p>平成26年度からは委託事業である産業廃棄物管理票等点検指導業務は委託せず、県で直接実施されるため、今後は、所管課または県立各保健所の実施する立入検査において委託業者が実施していた点検指導業務の点検内容も含め網羅的に実施する必要がある。</p> <p>（第4【12】2（2）参照）</p>
PCB 廃棄物の処理に関する具体的なスケジュール案を策定すべき【意見】	
PCB 廃棄物 処理対策推 進事業	<p>環境省が策定するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画によれば、計画的処理完了期限は平成34年3月31日とされている。</p> <p>県では、JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）の大阪にある処理施設に処分委託を行うこととなっているが、JESCOにおいて平成28年度以降の具</p>

	<p>体的な受入スケジュールは決まっていないとのことであった。JESCO との調整を行う枠組みとして、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会という JESCO との協議が可能な場が設けられているため、県としては、当協議会の場を活用し、JESCO へ計画的な受入について協議を行い、県の PCB 廃棄物の処理が上記完了期限までに終わるよう各年度における処理数量の目標も織り込んだ具体的なスケジュール案を策定することが必要である。</p> <p>(第 4 【13】 2 (1) 参照)</p>
立入調査の計画を明文化すべき【意見】	
水質汚濁防止対策事業	<p>立入調査を実施し、排水基準を超過した事業場については、その翌年度に基準適合を確認するため必ず立ち入ることとしているものの、立入調査の計画書である「平成 25 年度～平成 28 年度「排水基準監視」方針」において、排水基準を超過した事業場について、その翌年度に必ず立ち入ることとする旨が記載がなされていない。排水基準を超過した事業場について、その翌年度に必ず立ち入る取組みは適切と考えられる。したがって、将来的にも継続して適切な調査が行われることを担保するために方針として明文化する必要がある。</p> <p>(第 4 【17】 2 (2) 参照)</p>
大気汚染等防止対策事業	<p>立入調査の実施にあたっては、概ね 5 年で全ての事業場等を立入調査の対象とすることや、違反があった事業所・新規の事業所（施設含む）については速やかに対象とする考えはあるとのことであるが、これらの考え方について計画としては明文化されたものはない。5 年で全ての事業場等を立入調査の対象とすることや、違反があった事業所・新規の事業所（施設含む）については速やかに対象とする考えは、運用上、周知されているとのことであるが、将来的にも継続して適切な調査が行われることを担保するために、計画として明文化する必要がある。</p> <p>(第 4 【20】 2 (1) 参照)</p>
立入計画表の決裁を単年度ごとに実施するよう改善すべき【意見】	
水質汚濁防止対策事業	<p>「平成 25 年度～平成 28 年度「排水基準監視」方針」に基づき「H25～H28 年度排水基準監視立入計画表」（以下、「立入計画表」）に具体的な事業場別の立入計画を策定し、決裁を受けているが、平成 25 年度に決裁を受けて以降、4 年間は決裁を受けておらず、計画の見直しも行われていない状況となっている。4 年間の長期的な計画に加えて、単年度の計画においても計画の見直しを行い、決裁を受ける必要がある。</p> <p>(第 4 【17】 2 (3) 参照)</p>

2. 成果指標の設定、評価及び取り組みに関する結果及び意見

事業の適切な遂行及び翌事業年度の計画等への適切な反映のためには成果指標を設定したうえで、事業に取り組み、評価をすべきである。しかし、各事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

実績値（現況値）の集計は目標値の集計方法と整合させるべき【結果】	
自然公園等 施設整備事 業	<p>県は近畿自然歩道の附帯設備（トイレ・案内標示等）の整備計画を 298.3km として定め、目標値としている。</p> <p>当該目標値は、市町村から要望のあった路線のうち優先度の高い「路線の総延長」としているが、実績値の集計は「路線の総延長のうち整備した距離の実数値」としている。実績値の評価を適切に実施するためには、目標値と実績値の集計方法を整合させる必要がある。</p> <p>（第4【1】2（1）参照）</p>
大幅な目標値の変更や目標値と現況との乖離がある場合はその理由を環境基本計画や環境白書等において県民に説明するべき【意見】	
自然公園等 施設整備事 業	<p>第3次環境基本計画の目標値の設定の段階で目標値が大幅に引き下げられている。これは、第2次環境基本計画では、近畿自然歩道の全路線を目標値として設定したが、第3次環境基本計画では、市町村からの要望に基づいた路線のみを対象とすることが、適切であると判断し、修正したためである。</p> <p>しかし、環境基本計画や環境白書等において、これら計画数値の大幅な変更に関する説明がなされていない。計画数値の大幅な変更については、環境基本計画や環境白書等において県民に説明し、計画、行動、評価、改善というPDCA サイクルに落とし込むことで、当該事業の実効性促進を図るべきである。</p> <p>（第4【1】2（1）参照）</p>
適切な成果指標を設定し事業の評価を行うべき【意見】	
自然公園等 施設整備事 業	<p>事務事業評価調書において、本事業の成果指標を記載しておらず、成果の測定も行われていない。県によれば、本事業は定量的な評価が難しいとのことであるが、そのような場合でも、近畿自然歩道の附帯設備（トイレ・案内標示等）の整備を要望した市町村に事業効果についてヒアリングを実施し内容を記載する等、事業の費用対効果を説明するための評価を行う必要があると考える。</p> <p>（第4【1】2（2）参照）</p>
名所・景勝 地魅力づく り事業	<p>事業の実施状況进行评估するためには、事業に関する数値目標を設定し、事務事業評価調書において、事後評価を行うことが必要である。</p> <p>直接事業の成果を表す適切な成果指標がないため、定量的な成果の測定が困難であることも考えられるが、例えば、利用者へのアンケートの実施等により事後評価することも考えられる。</p> <p>（第4【2】2（1）参照）</p>

<p>海岸漂着物 地域対策推 進事業</p>	<p>当事業において県では以下の指標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 回収処理へのボランティア参加人数（海岸漂着物等の回収・処理に関する指標） ➤ 啓発キャンペーン参加人数（海岸漂着物問題に係る普及啓発・環境教育に関する指標） <p>回収処理へのボランティア参加人数は、海岸漂着物等の回収・処理に関する指標として設定されているが、必ずしもボランティア参加人数が多かったからといって海岸漂着物等の回収・処理が進んだとは言い難い面があり、ボランティア参加人数は、海岸漂着物等の回収・処理に関する間接的な指標と考えられる。したがって、海岸漂着物等の回収・処理に関する指標としてボランティア参加人数だけではなく、他の直接的な指標を設定する余地があると考え。</p> <p>（第4【14】2（1）参照）</p>
<p>不法投棄・ 不適正処理 対策事業</p>	<p>現状、当事業では成果指標は設定されておらず、事務事業評価調書によれば、「概ね当初の目標は達成された」として、当年度の取組内容とその成果が文章で記載されているのみである。</p> <p>上記の文章による成果の記載のみでは事業の成果があったことが分かりにくく、また当初の目標に対する達成度を測ることができない。したがって、事業目標の達成度を評価するため、成果指標を設定し、毎年度事業終了後にその達成度を測ることが必要である。例えば以下のような成果指標を設定し、事業評価を適切に行うことを検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不適正処理の発生件数に対する解決（撤去）件数 ➤ 環境監視員による巡視日数 <p>（第4【15】2（1）参照）</p>
<p>不法投棄監 視パトロー ル事業</p>	<p>現状、当該事業の成果指標は設定されておらず、事業の効果がどれだけあったかということが定量的に判断できない状況となっている。したがって、事業効果を定量的に判断し、より効果的な事業計画を策定するために成果指標を設定することが必要である。成果指標には、たとえば以下のようなものが考えられるが、県の状況に適したより適切な成果指標を設定し、本事業を評価する仕組みを構築すべきである。</p> <p>以下、発見件数とは、不法投棄を発見した件数であり、撤去件数とは、発見した不法投棄がその後撤去された件数を指している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不法投棄の前年度発見件数に対する減少件数 ➤ 抑止率（当年度発見件数／前年度発見件数） ➤ 不法投棄箇所の改善率（撤去件数／発見件数） <p>（第4【16】2（1）参照）</p>

<p>アスベスト 対策事業</p>	<p>本事業に関して、具体的な計画や数値目標の設定はなされていない。 アスベスト問題に対する県民の関心は、依然として高いものと想定される。また、平成 25 年 6 月 21 日に大気汚染防止法の改正法が公布（平成 26 年 6 月 1 日施行）され、アスベスト飛散防止対策の強化が求められている。当該改正法では、届出対象外の工事にまで立入検査対象が拡大されており、これまでの届出がなされた解体等工事の確認に加えて、今後は届出がない解体等工事の立入を実施することも求められる。これにより、アスベストの飛散が見込まれる特定工事であるにも関わらず、無届で工事が行われていないかの確認が必要となる等、当該事業の進め方も大きく変化することが予想される。そのような状況のなか、今後は、本事業における現状と課題、施策の方向性について整理したうえで、届出対象外の工事について立入検査を行う際の方針を策定するとともに、数値目標も設定し、本事業を評価する仕組みを構築すべきである。 (第 4 【19】 2 (1) 参照)</p>
<p>立入調査の結果をより明確に記載するよう改善すべき【意見】</p>	
<p>水質汚濁防 止対策事業</p>	<p>環境白書では県内にある特定事業場数及び検査項目数、適合項目数、不適合項目数のみが記載されている。現状の記載では、特定事業場数のうち、立入調査すべき立入対象事業場数がいくつなのか、また、実際に平成 24 年度に立入調査を実施した事業場及び排水基準を超過した事業場の数がいくつなのかの情報が明示されていないため、立入調査の結果をより明確に示す必要がある。 (第 4 【17】 2 (4) 参照)</p>
<p>BOD の目標達成に向けた体制を構築すべき【意見】</p>	
<p>水質汚濁防 止対策事業</p>	<p>BOD（環境省が定めた環境基準の一つ）の目標値が達成されないのは、生活排水、事業所の排水等様々な原因が考えられる。これらの施策は環境管理課の水質汚濁防止対策事業のみではなく、畜産課の畜産バイオマス 利活用推進事業や下水道課の下水道事業、浄化槽設置整備事業等の様々な課や事業が関連している。しかし、これらの関連する各課や事業をとりまとめた対応はなされていない。 BOD の目標は、一つの施策を実施すれば、達成されるようなものではなく、様々な関連する事業を総合的に実施して管理を行う必要がある。環境管理課においては水質汚濁事業の実施を通して、BOD 未達成の詳細な原因究明を行うとともに畜産課や下水道課等と情報交換を行うことで、各課が目標達成に向けて一体となるような体制、及び目標達成に向けた一体的な取組みを評価する仕組みを構築していく必要がある。 (第 4 【17】 2 (1) 参照)</p>
<p>騒音の環境指標達成に向けて市の取組みをモニタリングすべき【意見】</p>	
<p>騒音振動公</p>	<p>環境基本計画における騒音に関する環境指標は平成 21 年度に測定されたも</p>

<p>害防止対策事業</p>	<p>のであるが、騒音規制法の改正により、市の区域に係る自動車騒音の常時監視については市長が行うこととなったため、現状においては和歌山市と海南市についてはデータを受け取っているのみであり、目標値達成にむけた特段の取り組みはなされていない。また、和歌山市の環境基本計画においては平成 29 年度に環境基準達成率 95%を設定しており、100%としている県の計画と不整合が生じている状態にある。平成 25 年度における環境基準達成率は高い数値であるものの、より確実な目標値の維持、達成に向けて、県は、和歌山市及び海南市と連携し、原因の究明及び総合的な施策の取り組みを実施する等、市も含めた県全体の環境対策に関するモニタリングを行う必要がある。</p> <p>(第 4 【21】 2 (1) 参照)</p>
----------------	--

3. 契約事務に関する結果及び意見

契約事務を遂行するにあたっては契約の適切な履行及び履行確認が必要である。しかし、各事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

<p>契約金額の適切性を確認すべき【意見】</p>	
<p>鳥獣保護事業</p>	<p>本事業の委託契約（随意契約）では、鳥類、獣類それぞれについて、軽症、重症、治療後死亡に分けて設定した診療単価に予定数量を乗じて、契約金額を設定している。平成 25 年度の実績処置件数は、209 件と予算積算時の計画処置件数の 116 件を大きく上回っているが、予算に対応する区分ごとに処置回数を集計し、各区分について予定業務量と実績の比較など詳細な分析は実施されていなかった。</p> <p>随意契約については、業務量及び金額が適切であるかの検討を事後的に行い、次年度以降の契約においてその結果を可能なかぎり反映する必要がある。特に、予定業務量と実績が大きく乖離している場合は、契約金額の適切性について十分に検討の上、その検討の過程を記録しておくことが望ましい。</p> <p>(第 4 【7】 2 (1) 参照)</p>
<p>公衆便所等の建設に係る権原取得の状況を確認すべき【結果】</p>	
<p>自然公園等施設整備事業</p>	<p>県は、本事業に係る施設・設備を、市町村または市町村が第三者から借りた土地の上に建設しているが、建設に必要な土地の権原を有する市町村とその賃貸借契約を結んでいない。この事実について、平成 25 年 10 月 11 日に県監査委員から指摘を受け、平成 26 年度から契約書を作成し、順次、使用賃貸借契約の締結を始めたところであるが、一部の案件については進捗していないものもあった。</p> <p>土地の権原に係る契約は、権利の得喪を確認する重要な行為であるため、県は、速やかに市町村と契約書面を交わす必要がある。</p> <p>また、事業対象地が第三者所有であり、市町村がこれを借地した場合、県は</p>

	<p>事業実施にあたって、市町村と土地所有者との契約書の確認は行っているが、その契約書に県への転貸条項が記載されているかを確認していないとのことであった。第三者の所有地において県が事業を実施するにあたり、適切な権原を取得できているかについて、県への転貸条項の有無を確認することが必要である。なお、過去の転貸条項を設けていない契約については、無断転貸ではないことを証明できる土地所有者の承諾書等の確認を行うことが必要である。</p> <p>(第4【1】2(3)参照)</p>
契約書(写)の決裁書面への添付について【意見】	
自然公園等施設整備事業	<p>土地所有者が第三者である場合の県の事業実施に係る決裁書面には、市町村と土地所有者との契約書面が資料として添付されていなかった。上席者による決裁において、適切な権原の取得を確認するために、契約書(写)等の書類を添付する必要がある。</p> <p>(第4【1】2(3)参照)</p>
車両のリースまたは取得に関して、リースまたは取得の妥当性を確認すべき【意見】	
紀南版フェニックス事業	<p>県から財団法人紀南環境整備公社及び紀南環境広域施設組合に交付される補助金について、県は実績報告書の提出を受けている。実績報告書を閲覧したところ、前者の実績報告書の補助対象経費明細にリース料として自動車リース料409,872円が計上されている。また、後者の実績報告書には備品購入費として車両購入代が1,025,700円計上されている。車両の取得にあたっては、リースあるいは購入とした場合どちらのメリットが大きいかの比較検討を行う必要があると考えるが、県では比較検討が行われたかどうか確認した内容を記録として残しておらず、車両のリースまたは取得について妥当な判断が行われたかが不明である。補助金を有効に活用するためには、県は補助金の交付先の支出内容が妥当かどうかを適切に審査し翌年度の事業計画に反映させることが重要であるため、今後、車両の取得にあたっては、リースあるいは購入とした判断過程のヒアリングを行い内容の妥当性を確認することが必要である。</p> <p>(第4【11】2(1)参照)</p>
実績報告書の支出内容について証憑との照合を必要に応じて実施すべき【意見】	
紀南版フェニックス事業	<p>県から財団法人紀南環境整備公社及び紀南環境広域施設組合に交付される補助金について、県は実績報告書の提出を受けている。当該実績報告書を閲覧したところ、支出内容について、領収書や請求書等、取引内容や支払いの事実を確認できる証憑との照合は実施されていなかった。県は、補助金の使途について、証憑の突合を行うなど適正に使用されているかどうかを確かめる手続を実施すべきである。たとえば、補助金の交付先にて証憑書類の確認を行うことが考えられる。</p>

	(第4【11】2(1)参照)
実績報告書に点検指導回数だけではなく指導内容等の結果の記載を求めるべき【意見】	
産業廃棄物 処理業者指 導事業	<p>県は、産業廃棄物管理票等点検指導業務を一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会へ委託しており、委託業務完了後、産業廃棄物協会から実績報告書を手入している。当該委託業務の実績報告書には、各業者ごとの点検指導の状況や結果が記載されておらず、各業者においてどのような問題があり、どのような指導を行ったかについて把握できない状況となっている。</p> <p>委託事業が適切に履行されているかどうかの確認及び事業者の産業廃棄物管理票等の作成や保管状況を把握しておくためにも、実績報告書には巡回業者ごとの点検指導結果を記載するよう求める必要があった。</p> <p>なお、平成26年度からは当該業務は委託せず、県が従来実施している立入調査と併せて県で直接実施することとなるため、県自ら、業者ごとの点検指導の結果が分かるような書類を作成し保管しておくことが必要である。</p> <p>(第4【12】2(1)参照)</p>
定期保守委託契約に関する決裁に報告書を回付するよう改善すべき【意見】	
大気汚染常 時監視テレ メーター装 置運営事業	<p>大気汚染監視設備の定期保守業務の委託に関して、「大気汚染監視設備保守業務委託実施要綱」8条において、所定の様式に基づいて報告書(以下、「報告書」)を手入することが規定されている。</p> <p>県においては、委託契約等の履行確認を行う際、検査調書を作成し、委託契約が適切に遂行されていることを確認することとしているが、委託業者から入手した「報告書」は担当者が保管しており、検査調書の決裁の際には添付されていない。決裁の際に、委託業務の履行状況を適切に判断するため、検査調書には「報告書」を添付して回付する必要がある。</p> <p>(第4【18】2(1)参照)</p>

4. 効果的、効率的な事務の遂行に関する結果及び意見

事務を効果的、効率的に遂行するにあたり、各事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

過去の申請履歴を詳細に確認すべき【意見】	
住宅用太陽 光発電設備 導入促進事 業	<p>本補助金の交付条件として、過去に給付を受けている場合には、新規の太陽光発電設備を設置しても補助対象とならないこととなっている。県では、申請案件について、過去に給付を受けているかどうかの履歴確認をエクセルデータの氏名または住所で検索することで確認しているが、例えば、婚姻による姓の変更等についての確認はされていなかった。例えば、エクセルデータに生年月日欄を設けて、氏名、住所と合わせて過去の履歴と確認することにより、同一人物に重複して補助金が交付されていないことを確認することを検討された</p>

	い。 (第4【3】2(1)参照)
修繕が必要な施設等について経年情報を含めたリストを作成すべき【意見】	
自然公園等 保護対策事業	<p>自然公園内の修繕必要施設については、現場ボランティアである自然公園指導員からの報告に基づき、各振興局等の担当者が緊急度を定め、本庁に報告している。各振興局等が緊急度を定めた後、本庁において緊急度の高い施設の一覧を作成し、予算の枠内で緊急度の高い施設から優先的に修繕を行っている。しかしながら、当該施設一覧は単年度の調査の状況を表しているのみであり、過去の調査で得られた情報は掲載されていない。</p> <p>網羅的な修繕必要箇所の把握、優先的に修繕すべき施設の把握、人事異動における職員間の情報共有にも資することが期待できるため、修繕が必要な施設について、経年の情報も含んだリストを作成し、翌年度以降の判断や情報共有に役立てるべきである。</p> <p>(第4【8】2(1)参照)</p>
エビ・カニ水族館において、入場者数や経営状況の把握、利用者の声（アンケート結果等）等についての、適切な管理を行うべき【意見】	
自然公園等 保護対策事業	<p>熊野枯木灘海岸県立自然公園に属するエビとカニの水族館施設（以下、「当該施設」）については、本事業の所管となっている。当該施設は老朽化が進んでいるため、修繕、点検等のコストが収入を上回る年度もある等、様々な問題が生じている。</p> <p>このような現状であるが、県として、水族館施設の入場者数や経営状況等について、業務等で必要があれば、その都度、確認しているのみであり、継続的に現状把握ができていない状況となっている。コストをかけて当該施設を存続させるのであれば、入場者数や利用者の声（アンケート結果等）等について把握する等、適切な管理を行うべきであった。</p> <p>(第4【8】2(2)参照)</p>
PCB 廃棄物の保管事業者数及び保管数量の電子媒体による公表の検討を行うべき【意見】	
PCB 廃棄物処理対策 推進事業	<p>県は、和歌山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定しており、この中で、今後、毎年度 PCB 廃棄物の保管事業者数及び保管数量に関する電子媒体による公表を検討することとしている。しかし、上記内容の検討及び電子媒体による公表は行われていないため、当該処理計画に基づいて、検討することが必要である。</p> <p>(第4【13】2(2)参照)</p>
立入調査票の記入を徹底すべき【結果】	
大気汚染等	事業場等への立入調査を行う場合、「立入調査票」を用いて現場確認を行っ

<p>防止対策事業</p>	<p>ている。「立入調査票」には、自主測定が求められている事業者に対して自主測定を行っているかの確認項目も設けられている。「立入調査票」を閲覧したところ、「立入調査票」の自主測定の確認項目について、チェックがされていないものが5件発見された。現場から県庁へ戻った後、別途メモに記入しているとのことであるが、一日に複数の現場に行くことが多く、現場持参用の「立入調査票」にて確実にチェックを実施することが、正確性の担保につながるものであるため、「立入調査票」へのチェックについて徹底する必要がある。</p> <p>(第4【20】2(2)参照)</p>
<p>立入検査のマニュアルを整備すべき【意見】</p>	
<p>アスベスト対策事業</p>	<p>吹付石綿、煙突用断熱材等の飛散可能性が高い石綿建材を扱う解体工事現場においては、立入検査を行い、大気汚染防止法施行規則で定める作業基準の遵守を指導しており、立入検査の結果や指導内容については上席者に報告している。しかし、具体的にどのように検査を行うか等のマニュアルが策定されておらず、立入検査時の業者への指導も経験豊かな職員が経験的判断に基づき実施している状況が続いている。</p> <p>組織として、将来にわたって当該事業が滞りなく行われることを担保するため、早急に現職員の経験的知見を盛り込んだ立入検査マニュアルを整備すべきである。</p> <p>(第4【19】2(2)参照)</p>
<p>特定粉じん排出等作業に関する完了報告を業者から入手すべき【意見】</p>	
<p>アスベスト対策事業</p>	<p>アスベストの飛散可能性が高い吹付け石綿等が使用されている建築物等の解体等工事については、法令により都道府県知事への工事の届出義務があり、当該事業において、届出内容を審査、受理書を交付している。しかし、解体等工事の完了報告書を条例で提出するよう求めていることから、完了報告書については施工業者から入手していない。解体等工事が適正に行われているかどうかの確認は、年間70件程度ある届出工事のうち、サンプルで10件程度の立入検査を実施することで担保している状況となっている。</p> <p>届出義務の履行確認を行う県として、当該作業が適正に実施されたことを、サンプルで年10件程度の立入検査を実施することのみでは不十分であり、サンプルでの立入検査を実施するとともに、条例で定められていなくとも、行政指導の範疇で完了報告書を入手して確認を行うべきである。</p> <p>(第4【19】2(3)参照)</p>

第4 環境対策に関する事業の管理及び財務事務に関する結果及び意見

【1】自然公園等施設整備事業

(単位：千円)

所管課	環境生活総務課		
事業目的	すぐれた自然や里山等の身近な自然公園の中における自然学習、自然体験など自然との豊かなふれあいの場づくりを行うこと。		
事業概要	地域の自然環境、利用状況等を踏まえつつ、歩道、駐車場、公衆便所、野営場等の整備を行う。		
条例・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境整備交付金交付要綱 ・自然環境整備交付金取扱要領 ・自然公園等事業事後評価実施要領 		
県単事業 ／補助事業	補助事業	主な財源	国庫補助金 ／一般財源
支出先	直接執行	支出形態	各種経費
平成25年度当初予算	平成25年度補正後予算	平成25年度決算	
33,225	89,645	7,371	

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

本事業は、市町村からの自然公園への休憩所・公衆便所等の設置要望を受けて、県が予算の範囲内で当該施設・設備の整備を実施する事業である。当該施設・設備は県の所有となっているが、維持管理は市町村に委託している。なお、本事業を実施するために必要な土地の権原※は、市町村が取得することとなっている。

県は、当該施設・設備の設置を「自然環境整備計画」の中に位置づけ、環境省の自然環境整備交付金事業に該当する事業として補助申請を行い、事業費の45%について国庫補助金を受けており、残りの55%が県負担となっている。

平成25年度においては、近畿自然歩道（古座川清流を訪ねるみち）公衆便所施設整備（事業費46,543千円、うち交付金20,944千円）及び近畿自然歩道（伊太祁曾神社を訪ねるみち）公衆便所施設整備（事業費48,590千円、うち交付金21,865千円）の2件の実施を計画していたが、予算の執行は平成26年度にずれ込んだため、平成25年度における決算額は7,371千円のみとなっている。（いずれも国庫補助対象）

※権原とは、一定の法律行為、または事実行為をすることを正当化する法律上の原因をいう。

決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
18,545	34,939	7,371

(2) 事業目標

本事業は、市町村の要望を受けて、休憩所や公衆便所等の整備を行うことにより、県内自然環境（主に近畿自然歩道）の快適な利用空間を創出することであり、施設整備の緊急性、必要性について判断し実施しているため、本事業に係る具体的な数値目標は設定されていない。また、事業の成果を直接的に表す適切な指標がないため、定量的な成果の測定を実施していない。

第3次和歌山県環境基本計画との関連

本事業と第3次和歌山県環境基本計画との関連は、次のとおりである。

環境基本計画	
1 人と自然とが共生する社会の構築	◆ 施策の方向 ○ 長距離自然歩道（近畿自然歩道）の整備を計画的に実施します。
(2) 自然環境とのふれあいと活用	
① 自然環境とのふれあいの推進	

2. 監査の結果及び意見

(1) 近畿自然歩道の附帯設備にかかる計画について

① 近畿自然歩道の附帯設備にかかる計画の現状

環境省は、国民が広く自らの足で自然や史跡などを訪ねることにより、健全な心身を育成し自然保護に対する理解を深めることを目的とし、自然公園や文化財などを有機的に結ぶ近畿自然歩道の整備計画を定め、県においても平成 15 年度に近畿自然歩道は完成・開通している。その後、県は近畿自然歩道の附帯設備（トイレ・案内標示等）の整備計画を 298.3 km として定め、目標値としている。

目標値は、市町村から要望のあった路線のうち優先度の高い路線の総延長としている。

(単位：km)

指標項目	目標		計画策定時		現況値	
	目標値	年度	値	年度	値	年度
自然歩道整備延長	298.3	H27	228.3	H22	233.9	H25

(環境白書抜粋)

② 監査の結果

i) 実績値（現況値）の集計は目標値の集計方法と整合させるべき

目標値の設定方法は上述のとおり、市町村からの要望のあった「路線の総延長」としているが、実績値の集計は「路線の総延長のうち整備した距離の実数値」としている。例えば、10kmある路線に対して5kmに渡って案内表示を数箇所設置することを目標とし、実行した場合、目標値は10kmとして集計されている一方、実績値は5kmしか集計されていない。

実績値の評価を適切に実施するためには、目標値と実績値の集計方法を整合させる必要がある。なお、実績値の集計方法を目標値の集計方法に整合させた場合、平成25年度の整備延長の実績値は258.5kmとなる。

③ 意見

i) 大幅な目標値の変更や目標値と現況との乖離がある場合はその理由を環境基本計画や環境白書等において県民に説明するべき

自然歩道整備延長についてはこれまでの環境基本計画で以下のように目標値を設定している。

(単位：km)

指標項目	第2次 環境基本計画		第3次 環境基本計画		現況値	
	目標値	年度	目標値	年度	値	年度
自然歩道整備延長	510.0	H21	298.3	H27	233.9	H25

第3次環境基本計画の目標値の設定の段階で目標値が大幅に引き下げられている。これは、第2次環境基本計画では、近畿自然歩道の全路線を目標値として設定したが、第3次環境基本計画では、市町村からの要望に基づいた路線のみを対象とすることが、適切であると判断し、修正したためである。しかし、環境基本計画や環境白書等において、これら計画数値の大幅な変更についての説明がなされていない。

近畿自然歩道の整備計画の目標値に大幅な変更があった場合または、目標が達成できなかった場合等にはその内容、理由等を環境基本計画や環境白書等において県民に説明し、計画、行動、評価、改善というPDCAサイクルに落とし込むことで、当該事業の実効性促進を図るべきである。

(2) 事務事業評価調書の事後評価について

① 事務事業評価調書の事後評価に関する現状

県は、各予算事業について、事務事業評価調書を作成し、各事業の評価等を行っており、その評価の中で取組内容の検討と成果の測定を実施することとなっている。しかし、当該調書には、定量的な成果指標、評価結果が記載されていなかった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 事務事業評価調書において、成果測定を実施すべき

県は、事務事業評価調書において、本事業の成果指標を記載しておらず、成果の測定も行われていない。県によれば、本事業は定量的な評価が難しいとのことであるが、そのような場合でも、要望した市町村に事業効果についてヒアリングを実施し内容を記載する等、事業の費用対効果を説明するための評価を行う必要があると考える。

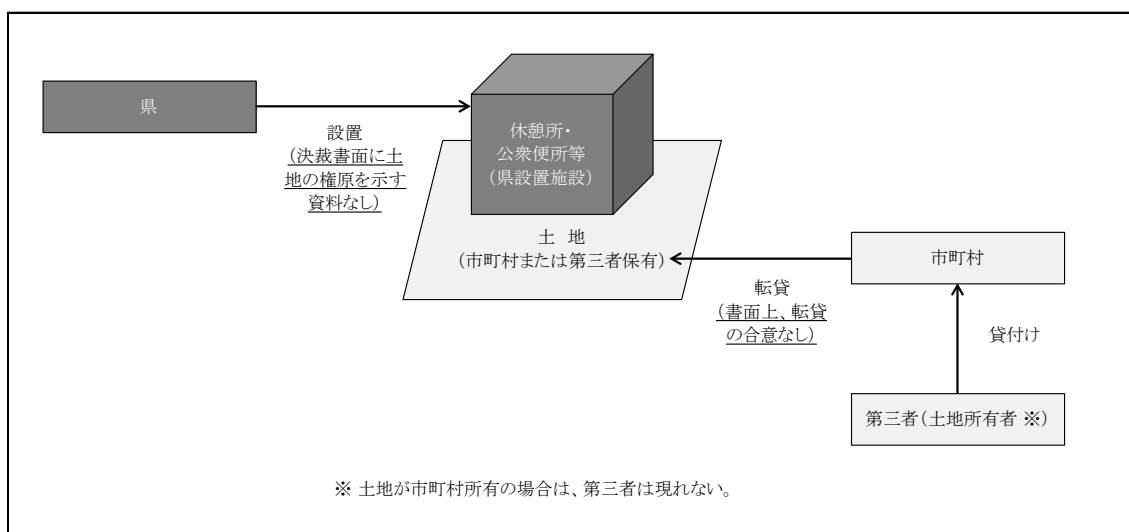
(3) 土地の貸借契約について

① 施設・設備等の建設に使用する土地の権原に関する現状

県は、本事業に係る施設・設備を、市町村または市町村が第三者から借りた土地の上に建設しているが、建設に必要な土地の権原を有する市町村とその賃貸借契約を結んでいない。この事実について、平成 25 年 10 月 11 日に県監査委員から指摘（平成 24 年度に実施された日高町における近畿自然歩道公衆便所新築工事）を受け、平成 26 年度から契約書を作成し、順次、使用貸借契約の締結を始めたところであるが、一部の案件については進捗していないものもあった。指摘の内容は次のとおりである。

(和歌山県監査公表第 22 号より抜粋)

市町村からの要望により自然公園等に設置している県建物（休憩所、公衆便所等）について、底地使用について使用権限をより明確にするため使用貸借契約の締結等について検討されたい。



② 監査の結果

i) 公衆便所等の建設に係る権原取得の状況を確認すべき

土地の権原に係る契約は、権利の得喪を確認する重要な行為であるため、県は、速やかに市町村と契約書面を交わす必要がある。

また、事業対象地が第三者所有であり、市町村がこれを借地した場合、県は事業実施にあたって、市町村と土地所有者との契約書の確認は行っているが、その契約書に県への転貸条項が記載されているかを確認していないとのことであった。第三者の所有地において県が事業を実施するにあたり、適切な権原を取得できているかについて、県への転貸条項の有無を確認することが必要である。なお、過去の転貸条項を設けていない契約については、無断転貸ではないことを証明できる土地所有者の承諾書等の確認を行うことが必要である。

③ 意見

i) 契約書（写）の決裁書面への添付について

土地所有者が第三者である場合の県の事業実施に係る決裁書面には、市町村と土地所有者との契約書面が資料として添付されていなかった。上席者による決裁において、適切な権原の取得を確認するために、契約書（写）等の書類を添付する必要がある。

【2】名所・景勝地魅力づくり事業

(単位：千円)

所管課	環境生活総務課		
事業目的	名所・景勝地の魅力を増進させ、地域を復活し、魅力ある癒しと感動を与える誇れる郷土和歌山を創造する。		
事業概要	名所・景勝地魅力づくり事業を実施する市町村に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。 なお、補助率は、施設の更新等及び啓発・イベント実施事業に係る経費の1/2以内とされている。		
条例・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・名所・景勝地魅力づくり事業補助金交付要綱 ・名所・景勝地魅力づくり事業補助金交付要領 		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
支出先	市町村	支出形態	補助金
平成 25 年度当初予算	平成 25 年度補正後予算	平成 25 年度決算	
58,000	58,000	55,248	

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

平成 23 年度に本事業の目的を達成するための手段として、名所・景勝地魅力づくり事業補助金制度が設けられた。これまで白浜町における番所山を拠点とした臨海地域活性化事業（事業総額 80,000 千円、うち補助金 40,000 千円）及び日高町における産湯海水浴場周辺地域整備活性化事業（事業総額 36,000 千円、うち補助金 18,000 千円）の 2 件を実施している。

決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
2,629	36,276	55,248

実施事業に係る経費の 1/2 以内を県が補助し、残額は市町村が負担している。

(2) 事業目標

本事業の目的は、名所・景勝地の魅力を増進させ、地域を復活し、魅力ある癒しと感動を与える誇れる郷土和歌山を創造することであり、補助金の交付による施設整備や啓発・イベント実施事業の促進で、その達成を図っている。

なお、当該事業の成果について定量的な評価が困難であるため、具体的な成果指標は定めていない。

第3次和歌山県環境基本計画との関連

本事業と第3次和歌山県環境基本計画との関連は、次のとおりである。

環境基本計画	
1 人と自然とが共生する社会の構築	◆ 施策の方向 ○ 国立・国定・県立自然公園を適切に利用するための施設整備を計画的に推進します。
(2) 自然環境とのふれあいと活用	
① 自然環境とのふれあいの推進	

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務事業評価調書の事後評価について

① 事務事業評価調書の事後評価に関する現状

県は、各予算事業について、事務事業評価調書を作成し、各事業の評価と見直し等を行っており、その評価の中で取組内容の検討と成果の測定を実施している。当該事業については、取り組み内容として、施設整備に関する事項が記載されているが、どのような成果があったかについて記載されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 事務事業評価調書において、定量的な成果測定を実施すべき

事業の実施状況を評価するためには、事業に関する数値目標を設定し、事務事業評価調書において、事後評価を行うことが必要である。

直接事業の成果を表す適切な成果指標がないため、定量的な成果の測定が困難であることも考えられるが、例えば、利用者へのアンケートの実施等により事後評価することも考えられる。

【3】住宅用太陽光発電設備導入促進事業

(単位：千円)

所管課	環境生活総務課		
事業目的	年間の日照時間が長い和歌山県の地域特性を活かした自然エネルギーの利用促進を図り、家庭の温室効果ガス排出の削減につなげる。		
事業概要	住宅用太陽光発電設備を導入する個人に対し、補助金を交付する。		
条例・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律 ・和歌山県地球温暖化対策条例 ・和歌山県補助金等交付規則 		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
支出先	個人	支出形態	補助金
平成 25 年度当初予算	平成 25 年度補正後予算	平成 25 年度決算	
29,600	29,600	29,600	

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

本事業では、既存または新築その他条件を満たす建築物に、住宅用太陽光発電設備（及び燃料電池システム等、再生可能エネルギー利用の推進に寄与する設備）を設置する個人に対して、太陽光発電設備補助金を交付している。

補助金制度の概要は、下表のとおりである。

		住宅用太陽光発電設備 のみの設置者	住宅用太陽光発電設備＋ 燃料電池システム等の設備の併設者
既存	補助単価 (上限額)	25 千円/kW (100 千円)	35 千円/kW (140 千円)
新築その他	補助単価 (上限額)	15 千円/kW (60 千円)	25 千円/kW (100 千円)

決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
20,350	29,600	29,600

(2) 事業目標

本事業は、住宅用太陽光発電設備の普及であり、数値目標は設定されていない。

なお、事業開始年度から、毎年度の申込倍率は10倍前後を推移している。

参考となる指標	平成23年度	平成24年度	平成25年度
応募者数	1,562人	2,362人	1,858人
採択者数	195人	246人	327人

第3次和歌山県環境基本計画との関連

本事業と第3次和歌山県環境基本計画との関連は、次のとおりである。

環境基本計画	
3 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	◆ 施策の方向 ○ 住宅用太陽光発電に関する普及啓発等により、一般家庭への太陽光発電設備の導入を促進します。
(2) 再生可能エネルギー利用及び省エネルギーの推進	
① 再生可能エネルギー利用の推進	

2. 監査の結果及び意見

(1) 支給対象者の過去の補助受給履歴に係る調査について

① 補助金の交付条件に関する現状

本補助金の交付条件として、過去に給付を受けている場合には、新規の太陽光発電設備を設置しても補助対象とならないこととなっている（住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付要綱第2条第2項第3号）。

県では、申請案件について、過去に給付を受けているかどうかの履歴確認をエクセルデータの氏名または住所で検索することで確認しているが、例えば、婚姻による姓の変更等についての確認はされていなかった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 過去の申請履歴を詳細に確認すべき

県では、本補助金に関する交付履歴を確認する手続を行っているが、婚姻による姓の変更等についての確認まではされていなかった。例えば、エクセルデータに生年月日欄を設けて、氏名、住所と合わせて過去の履歴と確認することにより、同一人物に重複して補助金が交付されていないことを確認することを検討されたい。

【4】和歌山県地域グリーンニューデール基金活用事業

(単位：千円)

所管課	環境生活総務課		
事業目的	災害時において防災拠点、避難所等に太陽光等の再生可能エネルギーにより必要最小限の電力等を確保し、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を目的とする。		
事業概要	和歌山県地域グリーンニューデール基金を原資として、再生可能エネルギー等の導入施策を実施する。		
条例・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県地域グリーンニューデール基金の設置、管理及び処分に関する条例 ・再生可能エネルギー等導入推進基金事業実施要領 		
県単事業 ／補助事業	補助事業	主な財源	国庫補助金
支出先	事業主体	支出形態	補助金等
平成 25 年度当初予算	平成 25 年度補正後予算	平成 25 年度決算	
564, 134	529, 619	370, 314	

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

本事業は、国からの排出抑制対策事業費等補助金によって設置された「和歌山県地域グリーンニューデール基金」を活用した事業であり、主に次の業務を実施している。

① 公共施設再生可能エネルギー等導入事業

市町村から要望が多い公共施設への太陽光発電設備と蓄電システムの導入に係る事業を実施し、約 650km に及ぶ海岸線を抱える県土において津波から身を守るための高台、裏山等への避難誘導に役立つ太陽光 LED 灯導入事業を実施する。

② 民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業

民間対象事業としては、市町村等と災害時被災者支援等に関する協定を結んでいる福祉施設や宿泊施設等や災害時の医療、避難拠点等に位置付けられている施設を対象に施設・設備の整備に係る補助事業を実施する。

事業の執行にあたっては、有識者委員会を設置して、計画の事前審査、事業の事後評価を実施している。

決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
170,737	26,587	370,314

(2) 事業目標

事業目標は防災拠点への再生可能エネルギーの導入推進であり、平成 25 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書における目標値と成果値の状況は、次のとおりである。

No.	指標	目標値	成果値	差
①	防災拠点における再生可能エネルギー等の普及箇所	34 箇所	16 箇所	△18 箇所
②	導入した再生可能エネルギー等による発電量	225,405kwh	122,572kwh	△102,833kwh
③	導入した再生可能エネルギー等による二酸化炭素削減量	118.59t	83.48t	△35.11t

第 3 次和歌山県環境基本計画との関連

本事業と第 3 次和歌山県環境基本計画との関連は、次のとおりである。

環境基本計画	
3 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	◆ 施策の方向 ○ 市町村や企業等への働きかけや支援策により、バイオマス利用や中小水力発電、工場廃熱利用など地域特性に応じた未利用エネルギーの利用促進を図ります。
(2) 再生可能エネルギー利用及び省エネルギー利用の推進	
① 再生可能エネルギー利用推進	

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【5】環境調整事業

(単位：千円)

所管課	環境生活総務課		
事業目的	環境対策に係る総合調整を行い、環境問題に関する普及啓発事業を実施するなど、県の環境保全の実践を図る。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全意識の普及啓発 ・環境月間行事の実施 ・わかやま環境賞の実施 ・和歌山県地域環境保全基金の運用など 		
条例・要綱等	・和歌山県環境表彰規程		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
支出先	事業会社	支出形態	印刷製本費等
平成 25 年度当初予算	平成 25 年度補正後予算	平成 25 年度決算	
11, 583	11, 131	8, 120	

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

本事業は、環境対策の総合調整、普及啓発事業のうち、独立した事務事業の規模には至らないものを集約した事業である。

具体的には、環境白書の作成、環境月間行事の実施及びわかやま環境賞の実施並びに和歌山県地域環境保全基金の運用等である。

決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
11, 537	14, 600	8, 120

平成24年度は公用車の購入2,255千円及び消耗品費が2,038千円と前年度より1,186千円増加したこと等により決算額が増加しており、平成25年度は権限委譲事務市町村交付金(公害紛争事務)事業に係る支出がなくなったこと(平成23年度：1,342千円、平成24年度：587千円)等により、金額が減少している。

なお、支出項目のうち、最も大きな金額を占めるのが和歌山県地域環境保全基金¹への積立であり、平成25年度に5,074千円を積み立て、年度末の残高は1,477,955千円

¹ 地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を展開し、及び地域の環境保全に関する施設を整備することにより、和歌山県における環境の保全を図るために設置された基金である。

となっている。

(2) 事業目標

事業目標は、県民の環境意識の醸成等であり、定量的な評価が困難であるため、具体的な成果指標は定めていない。

第3次和歌山県環境基本計画との関連

本事業は、第3次和歌山県環境基本計画と、主として次の項目で関連付けされている。

環境基本計画	
5 すべての人々とともに 築く環境の時代	◆ 施策の方向 ○ 環境月間や河川愛護月間、緑化月間などの環境保全行事を通して、環境保全意識の普及啓発を継続的に実施します。
(1) 各主体への環境保全意識の普及啓発	
① 環境保全意識の普及啓発	

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【6】和歌山県温暖化対策推進事業

(単位：千円)

所管課	環境生活総務課		
事業目的	地球温暖化防止に資するため、温室効果ガスの排出抑制等について普及啓発など総合的な対策を行う。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策「地域草の根運動の推進」 ・森林によるCO₂の吸収等環境保全活動認証事業の運営 ・県民への普及啓発 		
条例・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県地球温暖化対策条例 ・和歌山県地域草の根運動推進事業実施要領 		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
支出先	株式会社和歌山放送 等	支出形態	委託料 等
	平成 25 年度当初予算	平成 25 年度補正後予算	平成 25 年度決算
	8,653	5,036	4,097

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

本事業は、温室効果ガスの排出抑制等に係る普及啓発事業等のうち、独立した事務事業の規模には至らないものを集約した事業である。

具体的には、環境広報「わおん通信」の発行、地球温暖化防止活動推進員の育成を中心とする「地域草の根運動」等の実施である。

決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
4,961	4,336	4,097

過去3年間で、決算額は低減している。

平成25年度における決算額の主な内訳は、イベント時に県民に配布する環境家計簿カレンダーの作成経費1,502千円、地域草の根運動推進や啓発ラジオCMのための委託料1,978千円である。

(2) 事業目標

事業目標は、県民による温暖化対策への取り組みを促進するために、環境意識を醸成することであるが、定量的な成果測定が困難であるため、成果指標を設定していない。

第3次和歌山県環境基本計画との関連

本事業は、第3次和歌山県環境基本計画と、主として次の項目で関連付けされている。

環境基本計画	
4 地球環境の保全を目指した地域からの実践	◆ 施策の方向 ○ 自主的な地球温暖化防止への取り組みを促進するしくみを検討します。
(1) 地球温暖化対策の推進	
② 温室効果ガス発生抑制対策の推進	

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【7】鳥獣保護事業

(単位：千円)

所管課	環境生活総務課		
事業目的	野生鳥獣の保護管理による自然環境の改善及び野生鳥獣保護思想の普及を図る。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 次鳥獣保護事業計画の策定 ・ 鳥獣保護対策 ・ 傷病鳥獣救護対策 		
条例・要綱等	・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
支出先	公益社団法人 和歌山県獣医師会	支出形態	委託料
平成 25 年度当初予算	平成 25 年度補正後予算	平成 25 年度決算	
16,222	16,222	15,308	

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

本事業は主に、次の①～③で構成されている。

① 第 11 次鳥獣保護事業計画の策定

本事業では鳥獣保護法に基づき、鳥獣保護事業の実施に関する計画（以下、「鳥獣保護事業計画」※）を 5 年毎に策定している。

（※鳥獣保護事業計画とは）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、県が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画である。環境大臣が定める鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針に即して計画を策定している。

② 鳥獣保護対策

本事業では、狩猟の適正化及び鳥獣の生息地保護等を図るために、鳥獣保護区等を指定している。

本県の鳥獣保護区等の指定状況は、平成 25 年度末現在 151 箇所、面積 51,411.7ha である。

また、鳥獣保護法に基づき県内市町村に鳥獣保護員を配置し、保護区の巡視や鳥獣保護に努めている。

その他、県内鳥獣の生息状況に関する調査の実施、希少獣であるツキノワグマの保護対策及び愛鳥意識の高揚のため愛鳥週間のポスター原画募集・展示等を実施している。

③ 傷病鳥獣救護対策

病気や傷ついた野生鳥獣の保護治療にあたり、指定獣医師等との連携を図ることにより、機動的な傷病鳥獣の保護、収容及び介護を行っている。

決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
15,975	16,809	15,308

平成 25 年度における主な歳出内訳は、鳥獣保護員への報酬 6,303 千円、傷病野生鳥獣救護対策、鳥獣生息状況調査等の委託料 4,144 千円、各振興局の消耗品費や保護区の地図に係る印刷製本費等の需用費 2,271 千円、鳥獣保護員等の旅費 1,770 千円である。

(2) 事業目標

上記②鳥獣保護対策に関して、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日にかけての鳥獣保護事業計画では、鳥獣保護区等面積及び箇所数について、次のとおり計画されている。

(単位：㎡、(箇所))

	既存面積及び 箇所数	新規及び 区域拡大	廃止及び 区域縮小	計
鳥獣保護区	33,725.6 (103)	670.0 (1)	3,843.6 (10)	30,552.0 (96)
同特別保護地区	1,051.4 (9)	0 (0)	2.0 (1)	1,049.4 (8)
特定猟具使用禁止区域	19,129.6 (49)	615.0 (1)	0 (0)	19,744.6 (50)
鉛製散弾使用禁止区域	11.5 (1)	0 (0)	0 (0)	11.5 (1)

①第 11 次鳥獣保護事業計画の策定、③傷病鳥獣救護対策は目標設定をすべき性質の事業ではないため、事業目標を設定していない。

第 3 次和歌山県環境基本計画との関連

和歌山県環境基本計画で生物多様性の保全を規定しており、本事業は同計画の中で次のとおり位置づけられている。

環境基本計画	
1 人と自然とが共生する社会の構築	◆ 施策の方向 ○ 野生鳥獣について、鳥獣保護事業計画や保護管理指針、特定鳥獣保護管理計画を策定し、適切な保護管理対策を推進します。
(2) 自然環境の保全	
① 生物の多様性の保全	

2. 監査の結果及び意見

(1) 傷病野生鳥獣救護対策事業の実績報告について

① 傷病野生鳥獣救護事業の実績報告の現状

県では、傷病野生鳥獣救護対策を公益社団法人和歌山県獣医師会に委託しており、その契約は、治療方法等専門的な知識や技術を要する事業として地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づいた随意契約である。本契約では、鳥類、獣類それぞれについて、軽症、重症、治療後死亡に分けて設定した診療単価に予定数量を乗じて、契約金額を設定している。平成 25 年度の実績処置件数は、209 件と予算積算時の計画処置件数の 116 件を大きく上回っているが、予算に対応する区分ごとに処置回数を集計し、各区分について予定業務量と実績の比較など詳細な分析は実施されていなかった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 契約金額の適切性を確認すべき

平成 25 年度の実績報告において、個別処置の報告は詳細に行われているが、業務全体としての計画業務量と実績の詳細な対比・分析が行われていない。随意契約については、業務量及び金額が適切であるかの検討を事後的に行い、次年度以降の契約においてその結果を可能なかぎり反映する必要がある。

特に、予定業務量と実績が大きく乖離している場合は、契約金額の適切性について十分に検討の上、その検討の過程を記録しておくことが望ましい。

【8】自然公園等保護対策事業

(単位：千円)

所管課	環境生活総務課		
事業目的	自然公園内の風景地の保護・管理を行い、県民が豊かな自然と親しめるよう適正な利用を促進する。		
事業概要	<p>豊かな自然環境の保全および自然環境とのふれあいの促進を図るため、下記の事業を実施する。</p> <p>① 自然公園、近畿自然歩道等に設置した施設の修繕 ② 自然公園・近畿自然歩道等内の県有施設の賠償責任保険の加入 ③ 和泉葛城山保全活用対策協議会への負担金抛出 ④ 自然ふれあいを推進する自然観察会の開催（串本海中観察会、県立自然公園イベント） ⑤ 県自然公園指導員研修（自然公園指導員研修の実施、活動保険の加入） ⑥ 自然公園特別地域における工作物の新築等、木竹の伐採等の各種行為についての許認可業務</p>		
条例・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法 ・和歌山県立自然公園条例 ・和歌山県自然環境保全条例 		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
支出先	事業会社	支出形態	修繕費等
平成 25 年度当初予算	平成 25 年度補正後予算	平成 25 年度決算	
6,226	6,103	4,969	

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

「自然公園」とはすぐれた自然の風致景観の保護とその利用を目的として自然公園法・自然公園条例に基づき指定された公園で、国立公園、国定公園及び県立自然公園がある。指定した自然の風景地、そこに生息する生物を保全するとともに、広く一般利用を促進することが本事業の目的である。本県には、吉野熊野、瀬戸内海の2つの国立公園と金剛生駒紀泉、高野龍神の2つの国定公園並びに田辺南部白浜海岸や古座川等、13の県立自然公園がある。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」にも登録されている熊野古道を含む近畿自然歩道がある。本事業は、これらの豊かな自然公園内の風景地を保全し、県民がそれらに親しみ、適正な利用を促進するために行われるものである。

なお、類似事業として、自然公園等施設整備事業及び県立自然公園の保全利用促進事業があるが、それらは主に公衆トイレの整備等ハード整備事業であり、当該事業は

それらの事業で整備された施設の修繕および整備箇所イベントを行う等の普及啓発等のソフト事業を担っている。

決算額の推移は以下のとおりである。平成 23 年度の事業費が大きくなっているのは、平成 23 年度 9 月の台風 12 号災害により被災した施設の緊急修繕を行ったためである。

(単位：千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
8,624	4,611	4,969

平成 25 年度における当該事業の歳出の内訳は以下のとおりである。自然公園内の道路やトイレ等の修繕費が多くを占めている。その他の項目には旅費や消耗品費、委託料等が含まれている。

(単位：千円)

平成 25 年度 歳出内訳		
修繕費	その他	計
1,669	3,300	4,969

(2) 事業目標

本事業は、豊かな自然環境の保全と自然環境とのふれあいの推進を目的としているが、定量的な成果測定が困難であるため、本事業に関して、定量的な数値目標は設定されていない。

第 3 次和歌山県環境基本計画との関連

本事業と第 3 次和歌山県環境基本計画との関連は、次のとおりである。

環境基本計画	
1 豊かな自然環境の保全	◆ 施策の方向 ○ 県内の自然環境について、定期的な状況把握に努めます。 ○ 優れた自然環境を保全するため、自然環境保全地域、自然公園、自然海浜保全地区の指定を行うとともに、既指定地域についても適切に見直しを行います。 ○ 山地の良好な自然環境を維持するため、森林の除間伐の促進、複層林、広葉樹林等の造成を促進します。 ○ 河川改修にあたっては、川の営みで
(1) 自然環境の保全	
③ 豊かな自然環境の保全	

	ある自然の特性やメカニズムを出来るだけ活用し、治水事業にあわせて河川が本来有している生物の生息・成育・繁殖環境の保全・創出に努めます。等
(2) 自然環境とのふれあいと活用	◆ 施策の方向
① 自然環境とのふれあいの推進	○ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」やラムサール条約湿地「串本沿岸海域」など、地域の環境資源を生かしたエコツーリズムを推進します。等

2. 監査の結果及び意見

(1) 修繕が必要な施設のリスト化について

① 修繕必要施設の管理の現状

自然公園内の修繕必要施設については、現場ボランティアである自然公園指導員からの報告に基づき、各振興局等の担当者が現地調査、自然公園指導員へのヒアリング等（場合によっては本庁の職員が現地調査）により、緊急度を定め、本庁に報告している。緊急度については、以下のとおりである。

緊急度	安全性	利用性
A	ただちに修繕しなければ利用者の安全を損なうおそれがある。	
B	早期に修繕しなければ利用者の安全を損なうおそれがある。	ただちに修繕しなければ公園の快適な利用に障害を及ぼすおそれがある。
C	今後修繕しなければ将来的に利用者の安全を損なうおそれがある。	早期に修繕しなければ公園などの快適な利用に障害を及ぼすおそれがある。
D	当面修繕の必要はない。	
E	そもそも自然環境室が修繕する案件ではない。	

各振興局等が緊急度を定めた後、本庁において緊急度の高い施設の一覧を作成し、予算の枠内で緊急度の高い施設から優先的に修繕を行っている。しかしながら、当該施設一覧は単年度の調査の状況を表しているのみであり、過去の調査で得られた情報は掲載されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 修繕が必要な施設等について経年情報を含めたリストを作成すべき

自然公園指導員からの報告に基づいて、各振興局等からあがってきた修繕必要施設を単年度のみではなく、経年情報も含めてリスト化することで網羅的な修繕必要箇所の把握が容易となり、優先的に修繕すべき施設を効果的に検討できることや人事異動における職員間の情報共有にも資することが期待できる。また、自然公園指導員にも当該リストを閲覧できるようにすることで、経年による要望の重複等もなくなり、より効果的な提案要望がなされることも考えられる。

以上のことから、修繕が必要な施設について、経年の情報も含んだリストを作成し、翌年度以降の判断や情報共有に役立てるべきである。

(2) エビとカニの水族館の管理について

① エビとカニの水族館施設管理の現状

熊野枯木灘海岸県立自然公園に属するエビとカニの水族館施設（以下、「当該施設」）については、本事業の所管となっている。当該施設は県が建設、所有しており、修繕、点検費用についても県が負担している。当該施設の運営自体は民間会社が行っており、県が行政財産の使用を許可し、使用料を徴している。

当該施設は老朽化が進んでいるため、施設内点検を毎年、敷地内点検を3年に1度、業者へ委託して行っており（平成25年度は施設内点検のみで252千円）、その他、建物の修繕も実施している（平成25年度は修繕に計377千円）。県は当該会社から使用料収入（平成25年度は649千円）を得ているものの、修繕や点検等のコストが収入を上回る年度もある。

このような現状であるが、県として、水族館施設の入場者数や経営状況等について、業務等で必要があれば、その都度、確認しているのみであり、継続的に現状把握ができていない状況となっている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) エビ・カニ水族館において、入場者数や経営状況の把握、利用者の声（アンケート結果等）等についての、適切な管理を行うべき

自然環境とのふれあいの推進という事業目的を達成するため、コストをかけて当該施設を存続させるのであれば、入場者数や利用者の声（アンケート結果等）等について把握する等、適切な管理を行うべきであった。

なお、今後は水族館は別施設に移転し、現在使用されている施設は取り壊す予定である。

【9】 県立自然公園の保全利用促進事業

(単位：千円)

所管課	環境生活総務課		
事業目的	県立自然公園の周知啓発をはかり、公園環境の保全と適切な利用を促進させる。		
事業概要	県立自然公園の保全・利用促進事業として、県立自然公園の施設整備を行っている。		
条例・要綱等	なし		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
支出先	(株)レイションズ	支出形態	委託料
平成 25 年度当初予算	平成 25 年度補正後予算	平成 25 年度決算	
15,000	15,000	3,310	

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

本事業は、県が市町村から自然公園の整備要望等を受けて行う県単の県立自然公園の整備事業である。県立自然公園の整備は県が行い、その維持管理は市町村が行っている。

平成 25 年度は、県立自然公園の保全・利用促進事業として、煙樹海岸県立自然公園の施設整備を行っている。この整備事業は平成 22 年度に測量設計を行い、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて施設整備を行う予定であったが、平成 25 年度分の工事が平成 26 年度にずれ込んだため、平成 25 年度の決算額は前払金 3,310 千円を支払うのみとなっている。

決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
17,762	10,680	3,310

(2) 事業目標

当該事業は、安全対策としてのフェンスや遊歩道の舗装、解説看板の設置等を市町村からの要望を受けて行う施設整備事業であり、施設整備の緊急性、必要性について判断し実施しているため、定量的な事業目標は設定していない。また、事業の成果を直接的に表すことができる適切な成果指標がないため、定量的な成果の測定もしていない。

なお、平成 26 年度は平成 25 年度からの繰越し分の執行のみで、平成 27 年度以降の予定はない。

第 3 次和歌山県環境基本計画との関連

環境基本計画	
1 人と自然とが共生する社会の構築	◆ 施策の方向 ○ 国立・国定・県立自然公園を適切に利用するための施設整備を計画的に推進します。
(2) 自然環境とのふれあいと活用	
① 自然環境とのふれあいの推進	

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【10】 ジオパーク推進事業

(単位：千円)

所管課	環境生活総務課		
事業目的	南紀熊野の貴重な地質及び地形と、それに伴う自然環境、文化や歴史などを保全・研究し、地域活性化に寄与することを目的とする。		
事業概要	主な事業は、継続的な組織運営によってジオパーク活動を進めること及び教育や観光に利用して地域の持続可能な発展に寄与することを目的として平成25年2月6日に設立された南紀熊野ジオパーク推進協議会（以下、「推進協議会」という。）へ負担金を拠出する。		
条例・要綱等	なし		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
支出先	南紀熊野ジオパーク推進協議会、直接執行	支出形態	負担金、各種経費
平成25年度当初予算	平成25年度補正後予算	平成25年度決算	
6,768	6,768	6,630	

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

貴重な地質や地形を有する南紀熊野ジオパーク構想地域（新宮市、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町のエリア）の持続可能な地域の発展のため、県、市町村、教育委員会、地域の商工関係団体、観光関係団体、和歌山の地質研究者等の産官学が連携して、地域の地質や地形に関する資源を見直し、それらを保存するとともに、教育や観光の振興を図っていく事業である。県から推進協議会へ負担金を拠出し、推進協議会においてジオパーク活動の推進に向けての具体的な取り組みを実施する。当事業は平成25年度から始まった事業であり、県では知事が推進協議会の会長となっており、事務局を県自然環境室が担っている。

平成25年度の歳出内訳は以下のとおりであり、歳出の多くは推進協議会への負担金となっている。これらの負担金等をもとに、推進協議会では、平成25年度は主にホームページや南紀熊野ジオパーク構想基本計画書の作成事業に使用している。

(単位：千円)

平成25年度 歳出内訳			
負担金	旅費	その他	計
4,442	1,938	250	6,630

(2) 事業目標

本事業に関して、定量的な数値目標は設定されていない。

第3次和歌山県環境基本計画との関連

本事業は、第3次和歌山県環境基本計画と、主として次の項目で関連付けされている。

環境基本計画	
1 人と自然とが共生する社会の構築	◆ 施策の方向 ○ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」やラムサール条約湿地「串本沿岸海域」など、地域の環境資源を生かしたエコツーリズムを推進します。 ○ 自然環境保全意識の高揚や自然の適切な利用を促すため、和歌山県自然公園指導員制度の積極的活用や森林インストラクターなどの人材育成を図ります。
(2) 自然環境とのふれあいと活用	
① 自然環境とのふれあいの推進	

2. 監査の結果及び意見

(1) 事業計画書及び事業報告書について

① 事業計画書及び事業報告書の現状

推進協議会では、南紀熊野ジオパーク構想基本計画書（以下、「基本計画書」という。）を作成し、この中で具体的な事業計画を項目ごとに記載し、実施する事業年度についても明確にしている。

推進協議会は、事業年度毎に事業計画書及び事業報告書を作成しており、具体的に各事業年度に実施するまたは実施した事業を記載しているものの、この記載方法が基本計画書の実行計画の記載方法と異なっているため、当事業年度に実施すべき事業が網羅的に含まれているかどうか分かりにくい状況となっている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 事業計画書及び事業報告書の記載方法と基本計画書の記載方法を整合させるべき

現状、推進協議会が作成する事業計画書及び事業報告書の実施事業の項目の記載方

法と基本計画書の実行計画の記載方法が異なっているため、計画されている事業が網羅的に実施されないおそれがある。事業計画書及び事業報告書を閲覧したところ、基本計画書及び事業計画書では平成 25 年度にガイドブックの作成が計画されていたが、実際は作成されておらず、理由としては、他の事業の進捗状況等により実施できなかったことによる。

計画した事業が網羅的に実施されるように、事業計画書及び事業報告書の実施事業の項目の記載方法は、基本計画書の実行計画の記載方法と整合させ、両者の関連や基本計画書に記載されている事業が網羅的に実施されていることの確認が容易にできるようにすることが必要である。

【11】 紀南版フェニックス事業

(単位：千円)

所管課	循環型社会推進課		
事業目的	大阪湾フェニックス計画区域外（みなべ町以南の紀南地域）については、一般廃棄物、産業廃棄物ともに最終処分場が不足しており、県外への依存が高いため、広域的で安定した廃棄物の最終処分機能を確保することを目的とする。		
事業概要	公共関与による最終処分場の整備に向け、紀南地域の10市町が設立した紀南環境広域施設組合に予算の範囲内で補助金を交付する。		
条例・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 廃棄物処理施設整備等事業費補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。） ・ 和歌山県地域環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例 		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	地域環境保全基金、一般財源
支出先	財団法人紀南環境整備公社、 紀南環境広域施設組合	支出形態	補助金
平成25年度当初予算	平成25年度補正後予算	平成25年度決算	
20,295	16,663	15,596	

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

県から、財団法人紀南環境整備公社（平成26年3月19日まで）及び紀南環境広域施設組合（平成25年8月1日以降）に対して、補助金交付要綱に基づき、産業廃棄物の適正処理を行うための廃棄物処理施設の整備等に要する経費の100分の22以内の補助率の範囲で補助金を交付している。これまでの事業経過及び今後の予定は以下のとおりである。

事業経過		事業主体		
	最終処分場建設のための候補地の絞り込み	平成17年7月1日	(財)紀南環境整備公社設立	
平成18年4月	公社理事会において候補地(5ヶ所)を選定		↓	
平成20年8月 ～平成21年10月	候補地地元が調査受入を表明			
平成22年1月 ～平成23年3月	候補地選定調査			
平成23年5月	公社理事会において最終候補地として田辺市 稲成地区を選定			
平成24年8月	地元町内会が現地詳細調査の受入を表明			
平成24年10月 ～平成26年3月	候補地における現地詳細調査	平成25年8月1日 平成25年10月1日		紀南環境広域施設組合設立 (財)紀南環境整備公社解散 紀南環境広域施設組合に事業承継
平成26年11月	実施設計や用地交渉等の着手について地元基本同意			
-----	-----			
平成26年12月～	実施設計、用地測量、立竹木等調査			
	(以下、予定)			
平成27年度	用地交渉、(地元建設同意取得後)建設工事着手			
平成27～平成30年度	施設建設			
平成30～平成44年度	廃棄物受入			
平成44年度～ (約10年間)	施設管理			

紀南版フェニックス事業は、事業開始当初は財団法人紀南環境整備公社が主体となり事業に取り組んできたが、廃棄物量の減少により建設を目指す最終処分場の規模が縮小されることとなった。これに伴い、当該事業は、当初計画していた国庫補助事業の対象外となったが、市町村(一部事務組合)であれば一部が国庫補助の対象となることから、平成25年度に事業主体の変更が行われた。紀南環境広域施設組合を平成25年8月1日に設立し、事業継承を行い、公社は解散した。解散後は、清算法人において「現地詳細調査」を中心とする「現務の結了」をはじめ、「債権、債務の整理」を進め清算の結了に向けた取組みを行った。

財団法人紀南環境整備公社の概要として、基本財産53,770千円のうち約37%にあたる20,000千円を県が出捐しており、その他の出捐団体は市町村が22,770千円、地元の商工会議所・商工会が11,000千円となっている。役員については、理事9名のうち1名は県環境生活部長が兼務している。

財団法人紀南環境整備公社及び紀南環境広域施設組合において平成25年度に実施した事業の内容は以下のとおりである。

① 広域廃棄物最終処分場整備事業

地元住民等の意見を十分に踏まえ、安全・安心な施設整備計画策定のための「現地詳細調査」を進めるとともに、地元自治体等とも連携しながら、建設同意に向けた取組を図った。

② 循環型社会構築に係る普及啓発事業

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会答申「紀南地域の廃棄物処理に係る適正処理方針」の達成を目指し、市町村、事業者と連携し、ホームページによる各種情報の発信を行いながら、必要な事業を実施した。

③ 広域廃棄物最終処分場整備調査研究委託事業

最終処分場の最終候補地地元地区において協議等を行うための組織として設立された「広域廃棄物最終処分場検討委員会」に、当該事業の諸課題について調査研究するための業務を委託した。

決算額の推移については以下のとおりである。平成 25 年度の歳出内訳は、財団法人紀南環境整備公社への補助金が 14,821 千円、紀南環境広域施設組合への補助金が 775 千円である。

(単位：千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
753	2,921	15,596

(2) 事業目標

本事業に関して、定量的な数値目標は設定されていない。

第 3 次和歌山県環境基本計画との関連

本事業は、第 3 次和歌山県環境基本計画と、主として次の項目で関連付けされている。

環境基本計画	
3 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	◆ 施策の方向 ○ 大阪湾フェニックス計画対象地域については、最終処分機能の中核として位置づけるとともに、対象外地域については、県内での適正処理を推進するための安定した最終処分先の確保に努めます。
(1) 健全な資源循環システムの構築	
② 廃棄物の適正処理の推進	

2. 監査の結果及び意見

(1) 実績報告書の審査の手法について

① 実績報告書の審査の現状

県から財団法人紀南環境整備公社及び紀南環境広域施設組合に交付される補助金については、交付先から事業計画書や収支予算書を含む交付申請書の提出を受け、事業終了後には交付先から実績報告書の提出を受けている。県では、交付申請書と実績報告書の内容を照合し計画どおりの履行がなされているかの確認を行っている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 車両のリースまたは取得に関して、リースまたは取得の妥当性を確認すべき

財団法人紀南環境整備公社及び紀南環境広域施設組合から提出されたそれぞれの平成 25 年度の実績報告書を閲覧したところ、前者の実績報告書の補助対象経費明細にリース料として自動車リース料 409,872 円が計上されている。また、後者の実績報告書には備品購入費として車両購入代が 1,025,700 円計上されている。車両の取得にあたっては、使用予定期間やリースにした場合の利息負担等に基づく発生コストに関して、リースあるいは購入とした場合どちらのメリットが大きいかの比較検討を行う必要があると考えるが、県では比較検討が行われたかどうか確認した内容を記録として残しておらず、車両のリースまたは取得について妥当な判断が行われたかどうか不明である。補助金を有効に活用するためには、県は補助金の交付先の支出内容が妥当かどうかを適切に審査し翌年度の事業計画に反映させることが重要であるため、今後、車両の取得にあたっては、リースあるいは購入とした判断過程のヒアリングを行い内容の妥当性を確認することが必要である。

ii) 実績報告書の支出内容について証憑との照合を必要に応じて実施すべき

財団法人紀南環境整備公社及び紀南環境広域施設組合から提出された平成 25 年度の実績報告書を閲覧したところ、支出内容について、領収書や請求書等、取引内容や支払いの事実を確認できる証憑との照合は実施されていなかった。取引内容や支払いの事実を確認できる証憑との照合が実施されない場合、補助金が適正に使用されているかどうかの確認を行うことができない。県は、補助金の使途について、証憑の突合を行うなど適正に使用されているかどうかを確かめる手続を実施すべきである。たとえば、補助金の交付先にて証憑書類の確認を行うことが考えられる。

【12】 産業廃棄物処理業者指導事業

(単位：千円)

所管課	循環型社会推進課		
事業目的	産業廃棄物処理業者及び排出事業者への指導並びに最終処分場等の水質検査などを実施することにより、産業廃棄物の適正処理を促進することを目的とする。		
事業概要	産業廃棄物処理業者の許可及び届出受理、産業廃棄物処理業者・排出事業者に対する適正処理指導、産業廃棄物適正処理指導等委託、最終処分場等水質検査を行う。		
条例・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱 ・ 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則 		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	手数料
支出先	1. 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会、 2. 東京テクニカル・サービス株式会社等 3. 直接執行	支出形態	委託料、負担金、各種経費
平成 25 年度当初予算	平成 25 年度補正後予算	平成 25 年度決算	
12,635	11,970	8,847	

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

① 産業廃棄物処理業者等の許可及び届出受理

産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物の処理及び収集運搬を行おうとする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によれば、都道府県知事の許可を受けなければならないとされており、平成 25 年度の各許可の状況は以下のとおりである。

産業廃棄物処理施設設置許可状況（平成 25 年度末現在）

処理施設	許可件数			
	事	処	その他	計
汚泥の脱水施設		4		4
汚泥の乾燥施設（機械）				0
汚泥の乾燥施設（天日）		1		1
汚泥の焼却施設				0
廃油の油水分離施設		1		1
廃油の焼却施設				0
廃酸・廃アルカリの中和施設		1		1
廃プラスチック類、木くず ・がれき類の破碎施設	9	69		78
その他の焼却施設	1	2		3
コンクリート固形化施設				0
水銀ばい焼施設				0
シアン分解施設				0
遮断型処分場				0
安定型処分場※		5	1	6
管理型処分場		1		1
合 計	10	84	1	95

（注）表中、事とは事業者が設置するもの。処とは処理業者が設置するものをいう。※は埋立終了のものを除く。

産業廃棄物処理業者数（平成 25 年度末現在）

許可区分	産業廃棄物 処理業者数	特別管理産業廃棄物 処理業者数	
中間処理業	87	2	(2)
最終処分業	1		
中間処理及び 最終処分業	2		
合 計	90	2	(2)

（注）表中（ ）内の数値は、産業廃棄物処理業と特別管理産業廃棄物処理業の許可が重複する業者数を示す。

産業廃棄物収集運搬許可業者数（平成 25 年度末現在）

積替保管施設	産業廃棄物 収集運搬	特別管理産業廃棄物 収集運搬
無し	2,393	194 (167)
有り	75	3 (3)
合計	2,468	197 (170)

（注）表中（ ）内の数値は、産業廃棄物収集運搬と特別管理産業廃棄物収集運搬の許可が重複する業者数を示す。

② 産業廃棄物処理業者・排出事業者に対する適正処理指導

産業廃棄物の適正処理を目指すためには、従来の処理業者の随時指導に加えて、産業廃棄物の処理施設等に対し定期的な検査を行い、不適正処理を未然に防止することが必要である。そのため、県では、産業廃棄物の処理施設及び保管施設の検査を実施し必要な指導を行っている。

平成 25 年度の立入検査の状況

区分	産業廃棄物の処理施設		多量排出事業者	
	立入対象 施設数	立入実績数	立入対象 事業者数	立入実績数
岩出	26	20	10	3
橋本	22	22	9	5
海南	15	11	8	5
湯浅	23	17	9	4
御坊	13	11	11	6
田辺	51	45	4	0
新宮	15	15	1	0
串本	3	3	0	0
和歌山	4	2	45	0
	172	146	97	23

また、決算額の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
46,840	8,346	8,847

平成 23 年度の決算額が多額となっているが、これは主に紀伊半島大水害により発生した死亡牛を県が行政代執行により処理したことに伴い、委託料（36,366 千円）が増加したためである。

平成 25 年度の歳出内訳は以下のとおりであり、歳出の多くは委託業者への委託料の支払となっている。

(単位：千円)

平成 25 年度 歳出内訳			
委託料	需用費	その他	計
3,252	2,547	3,048	8,847

(2) 事業目標

本事業に関する数値目標としては、環境基本計画で以下の内容が設定されている。

指標項目	単位	目標		計画策定時		現況値	
		目標値	年度	値	年度	値	年度
産業廃棄物排出量	万 t/年	419	H27	384	H21	372	H24
産業廃棄物再生利用率	%	60	H27	59	H21	65	H24
産業廃棄物最終処分量	万 t/年	10	H27	16	H21	16	H24

第3次和歌山県環境基本計画との関連

本事業は、第3次和歌山県環境基本計画と、主として次の項目で関連付けされている。

環境基本計画	
3 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	◆ 施策の方向 ○ 産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度 ¹⁾ の適正な運用・徹底に向けた指導に努めます。
(1) 健全な資源循環システムの構築	
② 廃棄物の適正処理の推進	

1) 産業廃棄物が、排出事業者から収集・運搬され処理業者で処理・処分されるまでの工程ごとに、所定の伝票により確認、記録、保管することで、産業廃棄物の移動及び処理を把握する制度。

2. 監査の結果及び意見

(1) 実績報告書の審査の手法について

① 実績報告書の審査の現状

県は、産業廃棄物管理票等点検指導業務を一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会へ委託しており、委託業務完了後、産業廃棄物協会から実績報告書を入手している。こ

の実績報告書には産業廃棄物管理票等点検指導業務として巡回を行った業者数、具体的な業者名及び各業者ごとの巡回回数が記載されているが、各業者ごとの点検指導の結果は記載されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

- i) 実績報告書に点検指導回数だけではなく指導内容等の結果の記載を求めるべき
 当該委託業務の実績報告書には、以下のとおり、産業廃棄物管理票等点検指導を行った業者数や業者名の記載はあるが、各業者ごとの点検指導の状況や結果が記載されておらず、各業者においてどのような問題があり、どのような指導を行ったかについて把握できない状況となっている。

巡回先 19社 (32回)

1. A社	2回	11. K社	1回
2. B社	2回	12. L社	1回
3. C社	4回	13. M社	1回
4. D社	6回	14. N社	1回
5. E社	1回	15. O社	1回
6. F社	2回	16. P社	1回
7. G社	2回	17. Q社	1回
8. H社	1回	18. R社	1回
9. I社	2回	19. S社	1回
10. J社	1回		

(出所：循環型社会推進課提供資料より監査人加工)

委託事業が適切に履行されているかどうかの確認及び事業者の産業廃棄物管理票等の作成や保管状況を把握しておくためにも、実績報告書には巡回業者ごとの点検指導結果を記載するよう求める必要があった。

なお、平成 26 年度からは当該業務は委託せず、県が従来実施している立入調査と併せて県で直接実施することとなるため、県自ら、業者ごとの点検指導の結果が分かるような書類を作成し保管しておくことが必要である。

(2) 立入検査の実施について

① 立入検査の現状

所管課及び県立各保健所では、産業廃棄物処理業者の資質向上や産業廃棄物排出事業者への指導・啓発のために、産業廃棄物処理施設及び排出事業者へ立入検査を地域ごとに分担して行っている。平成 25 年度の立入検査の実績については4【12】1. (1)②に記載したとおりである。この立入検査では、平成 20 年 5 月 16 日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長発の通知「立入検査票産業廃棄物に関わ

る立入検査及び指導の強化について」に参考として示されている立入検査票を用いて実施している。当検査票には、「産業廃棄物管理票」の検査項目があり、主に以下のような検査内容が記載されている。

- 管理票の送付、回付状況
- 管理票の写しの保存（5年間）
- 交付の状況（種類ごと、運搬先ごと）
- 記載事項
 - ・ 交付年月日、名称及び住所、担当者名
 - ・ 産業廃棄物の種類及び数量、荷姿
 - ・ 受託者の名称及び住所、運搬先の事業場の名称及び所在地
- 交付等状況報告（毎年6月30日まで）（提出しているかどうか）

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 県と委託業者が実施する立入検査を効率的に実施できる計画を策定すべき

平成25年度に所管課または県立各保健所で実施された産業廃棄物処理施設（最終、中間、積替保管業者）及び排出事業者への立入検査の対象業者一覧を閲覧したところ、以下のとおり、委託事業である産業廃棄物管理票等点検指導業務（4【12】2（1）①参照）の巡回先業者と重複している業者が複数見受けられた。なお、表中アルファベットで表記されている業者は4【12】2（1）③の表中の業者とそれぞれ同一である。

	委託業者実施	直接実施	
		所管課	保健所
A社	○		○
C社	○	○	
D社	○		○
H社	○		○
I社	○	○	
O社	○	○	
R社	○		○

（出所：循環型社会推進課提供資料より監査人加工）

所管課または県立各保健所が実施する立入検査には産業廃棄物管理票の点検項目があるが、当委託事業においても産業廃棄物管理票が適切に作成されているかどうかといった点検指導を行うため、所管課または県立各保健所が実施する立入検査と委託業者が実施する点検指導業務が一部重複していたと言える。所管課または県立各保健所と委託業者が同様の点検を行っており非効率となっているため、所管課はあらかじめ委託業者が実施する点検指導業務の対象業者を把握しておき、所管課または県立各保

健所が実施する立入検査の対象業者と重複しないような計画を立てる必要があった。

平成 26 年度からは委託事業である産業廃棄物管理票等点検指導業務は委託せず、県で直接実施されるため、今後は、所管課または県立各保健所の実施する立入検査において委託業者が実施していた点検指導業務の点検内容も含め網羅的に実施する必要がある。

【13】 PCB 廃棄物処理対策推進事業

(単位：千円)

所管課	循環型社会推進課		
事業目的	県内の PCB 廃棄物の早期処理を促進する。		
事業概要	独立行政法人環境再生保全機構に創設された基金（県内の中小事業者が保管する PCB 廃棄物の処理費用を軽減するため中間貯蔵・環境安全事業株式会社（PCB 処理施設）への助成に利用）へ拠出する。		
条例・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社法 ・独立行政法人環境再生保全機構法 		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
支出先	独立行政法人環境再生保全機構	支出形態	投資及び出資金
平成 25 年度当初予算	平成 25 年度補正後予算	平成 25 年度決算	
12,000	12,000	12,000	

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法によれば、事業者は、そのPCB廃棄物¹⁾を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならないとされている。しかしながら、PCB廃棄物の処理費用は通常の廃棄物と比べ相当高額にならざるを得ない上、特に中小事業者においては高額な処理費用の負担の影響が大きいと考えられる。したがって、中小事業者の処理費用の一部を助成するための基金（以下、「基金」という。）を国及び都道府県の補助により造成し、処理費用を助成することで中小事業者の負担を軽減することとしている。当該事業は、当該基金への拠出を行うものである。処理費用は、国、都道府県及び事業者が 57 : 13 : 30 で負担する。また、PCB廃棄物の処理は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）（以下、「JESCO」という。）が保有する全国 5ヶ所の事業所で処理が行われるが、保管事業者は事前に

JESCOに登録を行う必要があり、登録済みのPCB廃棄物から順次受入が行われる。

- 1) PCB（ポリ塩化ビフェニル）、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの。具体的には、PCB使用高圧トランス・コンデンサや業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器などがある。

決算額の推移については以下のとおりである。平成25年度の歳出は、すべて独立行政法人環境再生保全機構の基金への支出である。

（単位：千円）

平成23年度	平成24年度	平成25年度
12,000	12,000	12,000

（2）事業目標

本事業に関して、定量的な数値目標は設定されていない。

第3次和歌山県環境基本計画との関連

本事業は、第3次和歌山県環境基本計画と、主として次の項目で関連付けされている。

環境基本計画	
3 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	◆ 施策の方向 ○ PCB 廃棄物の適正な保管や、PCB 特別措置法に基づく期限内の確実かつ適正な処理を推進します。
（1）健全な資源循環システムの構築	
② 廃棄物の適正処理の推進	

2. 監査の結果及び意見

（1）PCB 廃棄物の処理について

① PCB 廃棄物の処理の現状

PCB 廃棄物の処理期限については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令によれば、平成39年3月31日とされているが、環境省が策定するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画によれば、計画的処理完了期限は平成34年3月31日とされている。この計画的処理完了期限とは、PCB 保管事業者が JESCO に対し処分委託を行うことができる期限である。したがって、実際には PCB 保管事業者はこの計画的処理完了期限までに処理を行わなければならないことになる。

県では、JESCO の大阪にある処理施設に処分委託を行うこととなっているが、他府県の状況等により毎年同じ水準で PCB 廃棄物の受入があるわけではなく、平成 26 年度は受入予定があるが、平成 27 年度においては県の PCB 廃棄物の受入予定はないとのことである。県の受入が開始された平成 21 年度からの受入台数の推移は以下のとおりである。

	トランス類	コンデンサ類
平成21年度	6	546
平成22年度	14	563
平成23年度	8	428
平成24年度	24	513
平成25年度	1	306
合計	53	2,356

(出所：循環型社会推進課提供資料より監査人加工)

また、平成 25 年 3 月 31 日現在の保管事業者における未処分の PCB 廃棄物の保管数量等の状況は以下のとおりである。

		事業場数	台／個	Kg
高圧トランス	保管	66	162	0.0
	使用	12	42	0.0
	合計	—	204	0.0
低圧トランス	保管	7	90	0.0
	使用	0	0	0.0
	合計	—	90	0.0
柱上トランス	保管	1	1	0.0
	使用	0	0	0.0
	合計	—	1	0.0
高圧コンデンサ	保管	333	634	80.0
	使用	30	85	0.0
	合計	—	719	80.0
低圧コンデンサ	保管	34	772	0.0
	使用	2	181	0.0
	合計	—	953	0.0
安定器	保管	140	30,763	3,027.4
	使用	13	1,356	0.0
	合計	—	32,119	3,027.4
PCB	保管	3	8	1,950.0
	使用	0	0	0.0
	合計	—	8	1,950.0

(出所：循環型社会推進課提供資料より監査人加工)

県は、計画的処理完了期限である平成 34 年 3 月 31 日までに PCB 廃棄物の処理を完了させる必要があるが、具体的な処理スケジュールについては策定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) PCB 廃棄物の処理に関する具体的なスケジュール案を策定すべき

①に記載したとおり、県の PCB 廃棄物の計画的処理完了期限は平成 34 年 3 月 31 日であるが、平成 26 年度は受入予定があるが平成 27 年度は、JESCO が策定している計画の中で県の PCB 廃棄物の受入予定がないため、実質的には平成 28 年度からの 6 年の間に PCB 廃棄物の処分を完了させる必要がある。JESCO において平成 28 年度以降の具体的な受入スケジュールが決まっているかどうかについて県担当者にヒアリングしたところ、具体的な受入スケジュールは決まっていないとのことであった。JESCO との調整を行う枠組みとして、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会という JESCO との協議が可能な場が設けられているため、県としては、当協議会の場を活用し、JESCO へ計画的な受入について協議を行い、県の PCB 廃棄物の処理が上記完了期限までに終わるよう調整する必要がある。

以上より、まずは、計画的処理完了期限までに PCB 廃棄物の処理を完了することができるように JESCO と協議を行い、その上で当協議結果に基づいて各年度における処理数量の目標も織り込んだ具体的なスケジュール案を策定することが必要である。

(2) PCB 保管数量の電子媒体による公表の検討について

① PCB 保管数量の電子媒体による公表の現状

県は、和歌山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定しており、この中で、今後、毎年度 PCB 廃棄物の保管事業者数及び保管数量に関する電子媒体による公表を検討することとしているが、上記内容の検討及び電子媒体による公表は行われていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) PCB 廃棄物の保管事業者数及び保管数量の電子媒体による公表の検討を行うべき

県は、和歌山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づいて、PCB 廃棄物の保管事業者数及び保管数量について毎年度電子媒体により公表を行うことを検討しなければならないが、現状は検討を行っていない。

まずは当該処理計画に基づいて、PCB 廃棄物の保管事業者数及び保管数量について電子媒体により公表を行うことを検討することが必要である。検討の結果、上記内容に

ついて公表することとした場合、毎年度 PCB 廃棄物の保管事業者数及び保管数量について県のホームページ等で公表することが必要である。

【14】 海岸漂着物地域対策推進事業

(単位：千円)

所管課	循環型社会推進課		
事業目的	貴重な財産である海岸の良好な景観、多様な生態系の確保、生活衛生の向上、水産資源の保護等、総合的な海岸環境の保全を図ることを目的とする。		
事業概要	国から交付される地域環境保全対策費補助金を基に県で基金を造成し、この基金を財源として、県・市町村が海岸漂着物地域対策推進事業を行うとともに、県は市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。		
条例・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律 和歌山県海岸漂着物地域対策推進事業補助金交付要綱 		
県単事業 ／補助事業	補助事業	主な財源	補助金、一般財源
支出先	1. 市町村 2. 株式会社一伸 3. 狩谷建材 等	支出形態	補助金、委託料、各種経費
平成 25 年度当初予算	平成 25 年度補正後予算	平成 25 年度決算	
—	31,339	14,184	

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

当事業は平成 25 年度から始まった事業であり、事業の内容は以下のとおりである。

➤ 地域計画策定・改定に関する事業

和歌山県海岸漂着物対策推進協議会の運営や和歌山県海岸漂着物対策推進地域計画の冊子を作成する。基金からの補助の対象となる経費は、当事業に要する総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を上限とする額である。

➤ 回収・処理に関する事業

海岸管理者（県・市町村）による海岸漂着物等の回収・処理を行う。回収、運搬、処分等の業務については委託した業者が実施する。基金からの補助の対象となる経費は、当事業に要する総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額である。

➤ 普及啓発及び発生抑制対策に関する事業

県が行う普及啓発・環境教育に関する取り組み。また、海岸漂着物等そのものを発生させない取り組みを行う市町村に対し事業費を補助する。事業費の全額について基金から補助金が交付される。基金からの補助の対象となる経費は、当事業に要する総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額である。

平成 25 年度の歳出内訳は以下のとおりであり、歳出の多くは委託事業者への委託料の支払及び事業を実施する市町村に対する補助金である。

(単位：千円)

平成 25 年度 歳出内訳			
委託料	補助金	その他	計
7,128	6,638	418	14,184

(2) 事業目標

本事業に関する数値目標としては、国から交付される地域環境保全対策費補助金の実施要領に以下の2つの指標による事業効果を把握するものとされており、それぞれ平成 25 年度の県の事業計画書で以下の内容が設定されている。

指標項目	目標値
海岸漂着物等の回収・処理事業ごとの回収・処理量 (t)	583
直接的な雇用効果 (人/年)	4.59

第3次和歌山県環境基本計画との関連

本事業は、第3次和歌山県環境基本計画と、主として次の項目で関連付けされている。

環境基本計画	
3 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	◆ 施策の方向 ○ 海岸管理者や市町村等と協力し、海岸漂着物等の減量化と適正な処理の推進に努めます。
(1) 健全な資源循環システムの構築	
② 廃棄物の適正処理の推進	

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標について

① 成果指標の現状

国から地域環境保全対策費補助金の交付を受けるにあたって作成する年度計画及び年度報告書には成果目標及び実績を記載する項目がある。この成果目標の指標については、国であらかじめ定められている指標があるが(第4【14】1(2)参照)、これ以外にも都道府県独自で指標を設定することができ、県では以下の指標を設定している。

- ▶ 回収処理へのボランティア参加人数(海岸漂着物等の回収・処理に関する指標)
- ▶ 啓発キャンペーン参加人数(海岸漂着物問題に係る普及啓発・環境教育に関する)

指標)

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 海岸漂着物等の回収・処理に関する直接的な成果指標を設定すべき

県が独自で設定している成果指標である回収処理へのボランティア参加人数は、海岸漂着物等の回収・処理に関する指標として設定されているが、必ずしもボランティア参加人数が多かったからといって海岸漂着物等の回収・処理が進んだとは言い難い面があり、ボランティア参加人数は、海岸漂着物等の回収・処理に関する間接的な指標と考えられる。

したがって、海岸漂着物等の回収・処理に関する指標としてボランティア参加人数だけではなく、他の直接的な指標を設定する余地があると考ええる。

【15】 不法投棄・不適正処理対策事業

(単位：千円)

所管課	循環型社会推進課		
事業目的	産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の発生を防止する。		
事業概要	不法投棄等の撤去指導、不適正処理防止連絡協議会の開催及び環境監視員の配置等を行う。		
条例・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和歌山県環境監視員設置要綱 ・ 和歌山県廃棄物不法処理防止連絡協議会規約 		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
支出先	1. 財団法人日本環境衛生センター、2. 株式会社栄和、 直接執行	支出形態	委託料、各種経費
平成 25 年度当初予算	平成 25 年度補正後予算	平成 25 年度決算	
9,391	9,391	6,184	

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

事業の内容は以下のとおりである。

- ▶ 不法投棄等の不適正処理が発生した場合、廃棄物の飛散流出等による生活環境上の支障防止を図るため廃棄物の撤去指導等を行う。
- ▶ 不法投棄対策が円滑に実施できるよう、不適正処理防止連絡協議会（県関係各課、市町村、県警、海上保安庁等が会員）を開催し連携を深める。
- ▶ 不法投棄等が多発する保健所に環境監視員を配置し不法投棄対策の強化を図る。
- ▶ 排出事業者から提出されるマニフェストにより排出事業者の適正な廃棄物処理の指導を行う。
- ▶ 行政代執行に要した費用の求償を行う。

決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
898	6,530	6,184

平成 23 年度から平成 24 年度にかけて、決算額が大きく増加した内訳としては、環境監視員の配置による報酬等の増加 2,054 千円、公用車購入による増加 1,000 千円、マニフェスト報告の解析業務の委託による増加 2,514 千円となっている。

平成 25 年度の歳出内訳は以下のとおりであり、歳出の多くは委託業者への委託料の支払である。

(単位：千円)

平成 25 年度 歳出内訳			
委託料	報酬	その他	計
2,499	1,790	1,895	6,184

(2) 事業目標

本事業に関して、定量的な数値目標は設定されていない。

第 3 次和歌山県環境基本計画との関連

本事業は、第 3 次和歌山県環境基本計画と、主として次の項目で関連付けされている。

環境基本計画	
3 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	◆ 施策の方向 ○ 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に基づき、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の発生防止に努めます。
(1) 健全な資源循環システムの構築	
② 廃棄物の適正処理の推進	

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標について

① 成果指標の現状

現状、当事業に関する成果指標は設定されておらず、事業目的の達成度合いを適切に評価することが困難な状況となっている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 事業の達成度を測るために成果指標を設定し事業の評価を行うべき

事業目的が達成されたかどうかを判断するためには、事業目的の達成度を測る指標として成果指標を設定し、事業終了後、成果指標の達成状況により事業の目的が達成されたかどうかを評価することが重要である。

しかしながら、現状、当事業では成果指標は設定されておらず、事務事業評価調書によれば、「概ね当初の目標は達成された」として、当年度の取組内容とその成果が文章で記載されているのみである。

上記の文章による成果の記載のみでは事業の成果があったことが分かりにくく、また当初の目標に対する達成度を測ることができない。

したがって、事業目標の達成度を評価するため、成果指標を設定し、毎年度事業終了後にその達成度を測ることが必要である。

例えば以下のような成果指標を設定し、事業評価を適切に行うことを検討されたい。

- 不適正処理の発生件数に対する解決（撤去）件数
- 環境監視員による巡視日数

【16】 不法投棄監視パトロール事業

(単位：千円)

所管課	循環型社会推進課		
事業目的	不法投棄廃棄物の早期発見・早期対応により生活環境の支障の拡大防止を目的とする。		
事業概要	不法投棄行為者への抑止効果による未然防止対策として、不法投棄夜間パトロール等を民間警備会社に委託する。		
条例・要綱等	なし		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
支出先	1. 株式会社国際テック 2. 株式会社大桑警備保障 等	支出形態	委託料
平成 25 年度当初予算	平成 25 年度補正後予算	平成 25 年度決算	
11,549	11,549	11,138	

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

不法投棄が発生しやすい休日や平日の不法投棄夜間パトロールを民間警備会社に委託し、不法投棄行為者への抑止効果による未然防止や、不法投棄廃棄物の早期発見・早期対応により生活環境の支障の拡大防止に努める。民間警備会社への委託については、各保健所等で行っている。

決算額の推移は以下のとおりである。平成 25 年度の決算額はすべて委託料である。

平成 24 年度は、国の緊急雇用対策事業に採択されたため、決算額がゼロとなっている。

(単位：千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
16,349	0	11,138

(2) 事業目標

不法投棄行為者への抑止効果による未然防止や、不法投棄廃棄物の早期発見・早期対応による生活環境の支障の拡大防止が事業目標であるが、本事業に関して、定量的な数値目標は設定されていない。

第 3 次和歌山県環境基本計画との関連

本事業は、第 3 次和歌山県環境基本計画と、主として次の項目で関連付けされている。

環境基本計画	
3 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	◆ 施策の方向 ○ 市町村への不法投棄の監視・対策の指導とともに、関係機関との連携のもと、合同パトロールや情報交換等、産業廃棄物の不法投棄対策を推進します。
(1) 健全な資源循環システムの構築	
② 廃棄物の適正処理の推進	

2. 監査の結果及び意見

(1) 本事業に関する計画の策定及び数値目標の設定について

① 本事業に関する計画の策定及び数値目標の設定に関する現状

平成 23 年 4 月に公表された第 3 次和歌山県環境基本計画において、不法投棄監視パトロール事業に関して「市町村への不法投棄の監視・対策の指導とともに、関係機関との連携のもと、合同パトロールや情報交換等、産業廃棄物の不法投棄対策を推進します。」旨の記載がなされている。本事業に関して、当該記載以外に具体的な計画や数値目標の設定はなされていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 本事業の具体的な計画を策定し、数値目標を設定すべき

現状、当該事業の成果指標は設定されておらず、事業の効果がどれだけあったかということが定量的に判断できない状況となっている。成果指標が設定されていない場合、事業効果を定量的に判断できないだけでなく、当年度の実績値に基づいて翌年度の事業計画を策定するといった仕組みを構築することもできない。

したがって、事業効果を定量的に判断し、より効果的な事業計画を策定するために成果指標を設定することが必要である。成果指標には、たとえば以下のようなものが考えられるが、県の状況に適したより適切な成果指標を設定し、本事業を評価する仕組みを構築すべきである。

以下、発見件数とは、不法投棄を発見した件数であり、撤去件数とは、発見した不法投棄がその後撤去された件数を指している。

- 不法投棄の前年度発見件数に対する減少件数
- 抑止率（当年度発見件数／前年度発見件数）
- 不法投棄箇所の改善率（撤去件数／発見件数）

【17】 水質汚濁防止対策事業

(単位：千円)

所管課	環境管理課		
事業目的	水質汚濁物質による公共用水域及び地下水の汚濁の未然防止を図り、県民の生活環境保全と健康保護に寄与する。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用水域及び地下水の常時監視 ・ 工場事業場に対する監視、指導等による発生源対策 		
条例・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁防止法 ・ 水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準を定める条例 ・ 和歌山県公害防止条例 		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
支出先	一般社団法人和歌山県薬剤師会等	支出形態	委託料等
平成 25 年度当初予算	平成 25 年度補正後予算	平成 25 年度決算	
20, 263	18, 670	18, 327	

1. 事業の内容と目標

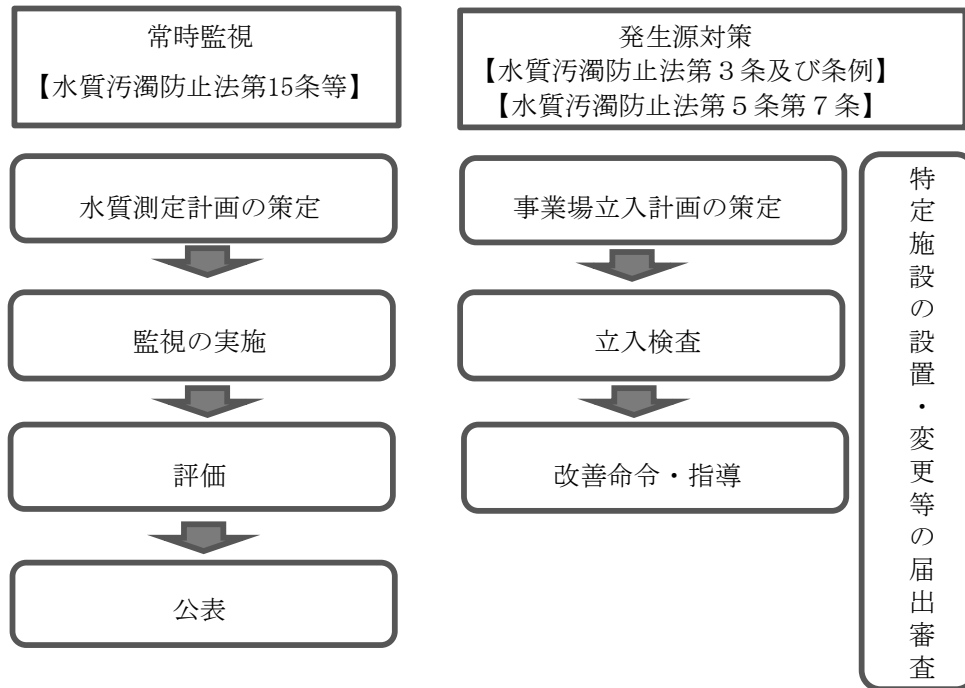
(1) 事業内容

当事業は、水質汚濁に関する「常時監視」「発生源対策」を実施する事業である。

「常時監視」：県が水質測定計画を策定し、公共用水域及び地下水の監視、評価、公表を実施する。

「発生源対策」：県が事業場立入計画を策定し、事業場等が排出基準に違反していないかの確認を行う。また、水質汚濁防止法5条、7条に定める特定施設の設置、変更等の届出審査も実施している。

水質汚濁防止対策事業



決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
20,277	19,067	18,327

主たる歳出内容は水質調査にかかる業務委託料である。

(2) 事業目標

本事業に関する数値目標としては、環境基本計画で以下の内容が設定されている。

指標項目	目標値	目標年度
環境基準達成率 (BOD ²)	100%	H27
環境基準達成率 (COD ³)	100%	H27

環境基準は環境省が定めた「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。

² 生物化学的酸素要求量の略称であり、水中の汚濁物質（有機物）を微生物が分解する際に必要とする酸素量のこと、この数値が高いほど水質汚濁が進んでいる。河川の水質汚濁を測る代表的な数値で環境基準として採用されている。

³ 化学的酸素要求量の略称であり、水中の有機物などの汚濁物質が酸化される際に消費される酸素量のこと、この数値が高いほど水質汚濁が進んでいる。湖沼や海水の水質汚濁を測る代表的な数値で環境基準として採用されている。

第3次和歌山県環境基本計画との関連

本事業と第3次和歌山県環境基本計画との関連は、次のとおりである。

環境基本計画	
2 快適な生活環境の保全	◆ 施策の方向 ○ 環境基準の達成状況や水質汚濁の状況を把握するため、公共用水域及び地下水の水質測定計画を策定し水質調査を継続して実施するとともに、必要に応じ測定点や測定項目を見直すなど環境監視体制の充実に努めます。 ○ より良い水環境を目指すため、水域の利用目的や状況の変化に対応して、環境基準に係る類型の見直しを行います。また、新たに水生生物の保全に係る類型の指定を行います。 ○ 水質汚濁防止法や和歌山県公害防止条例等に基づき、工場・事業場からの排水及び排水の地下浸透についての監視、指導を引き続き実施します。 ○ 法令等の規制を受けない小規模事業場からの水質汚濁負荷を低減するため、小規模事業場等未規制汚濁源に対する指導指針に基づき適切に指導します。
(1) 快適な生活環境の保全	
④ 水環境の保全	

2. 監査の結果及び意見

(1) BOD の目標達成に向けた体制の構築について

① BOD の現状

環境基本計画において BOD の環境基準達成率の目標値は 100%としているものの、環境基本計画が策定された平成 21 年度以降の実績値は 80%程度で推移しており、残された目標期間において目標値を達成するのは困難な状況が推測される。

なお、COD については平成 25 年度で目標値は達成している。

指標項目	目標		実績				
	目標値	年度	H21	H22	H23	H24	H25
環境基準達成率 BOD	100%	H27	87%	80%	67%	80%	80%
環境基準達成率 COD	100%	H27	95%	95%	91%	95%	100%

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) BOD の目標達成に向けた体制を構築すべき

BODの目標値が達成されないのは、生活排水、事業所の排水等様々な原因が考えられる。県においては、環境基本計画に様々な施策を掲げBODの目標値達成に取り組んでいるところである。これらの施策は環境管理課の水質汚濁防止対策事業のみではなく、畜産課の畜産バイオマス⁴利活用推進事業や下水道課の下水道事業、浄化槽設置整備事業等の様々な課や事業が関連している。しかし、これらの関連する各課や事業をとりまとめた対応はなされていない。

BOD の目標は、一つの施策を実施すれば、達成されるようなものではなく、様々な関連する事業を総合的に実施して管理を行う必要がある。環境管理課においては水質汚濁事業の実施を通して、BOD 未達成の詳細な原因究明を行うとともに畜産課や下水道課等と情報交換を行うことで、各課が目標達成に向けて一体となるような体制、及び目標達成に向けた一体的な取組みを評価する仕組みを構築していく必要がある。

また、下表は河川ごとの環境基準の達成の有無であるが、毎年基準を達成していない河川について重点的に施策を講じていく手法や、基準を達成していない河川が和歌山市調査水域であれば和歌山市と協議していくことも有用である。

水域名	類型 ⁵	達成状況				
		H21	H22	H23	H24	H25
橋本川	A	○	○	×	×	×

⁴ 木材、海草、生ゴミ、糞尿、プランクトンなど、化石燃料を除いた再生可能な生物由来の有機エネルギーや資源のこと。燃焼時に二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーとして注目されている。

⁵ 水質の状況等に応じて国または県が指定するものであり、類型に応じて遵守すべき環境基準値が異なるものである。

貴志川	A	○	○	○	○	×
有田川	A	○	○	○	×	○
南部川（南部大橋上流）	A	○	×	×	○	○
南部川（古川）	B	×	×	×	×	○
左会津川（高雄大橋上流）	A	○	×	×	○	×
左会津川（高雄大橋下流）	A	○	×	×	○	×
那智川（市野々橋から上流）	A	○	○	×	×	○
古座川（高瀬橋上流）	AA	○	○	×	○	○
古座川（高瀬橋下流）	AA	○	○	×	○	○
土入川（河合橋上流） ⁶	B	×	×	×	×	×
大門川 ⁶	B	×	×	×	×	×
和田川 ⁶	B	×	○	○	○	○

（出所：環境白書抜粋）

（２）立入調査計画の明文化について

① 立入調査計画の明文化に関する現状

県は各法令（瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法、和歌山県公害防止条例）の特定事業場⁷のうち、1日当たりの平均的な排水量が50 m³以上の事業場及び、1日の平均総排水量が50 m³未満で有害物質を排出し得る事業場等を対象として、排水基準の適合状況の確認のための立入調査を実施している。なお、1日当たりの平均的な排水量が50 m³以上の事業場等について「排水基準を定める省令」により、排水基準が定められている。

立入調査の頻度は少なくとも4年に1回は実施することとしており、排水量に応じて立入調査頻度を設定している。また、立入調査を実施し、排水基準を超過した事業場については、その翌年度に基準適合を確認するため必ず立ち入ることとしている。

しかし、立入調査の計画書である「平成25年度～平成28年度「排水基準監視」方針」において、排水基準を超過した事業場について、その翌年度に必ず立ち入ることとする旨が記載がなされていない。

② 監査の結果

⁶ 土入川（河合橋上流）、大門川及び和田川は和歌山市調査水域である。水質汚濁防止法施行令第10条により、中核市においては、中核市の長が調査することが定められている。

⁷ 特定施設（指定地域特定施設を含む。）を設置する工場又は事業場を指し、特定施設とは、一定の要件を備える汚水又は廃液を排出する施設をいう。

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 立入調査の計画を明文化すべき

排水基準を超過した事業場について、その翌年度に必ず立ち入る取組みは適切と考えられる。したがって、将来的にも継続して適切な調査が行われることを担保するために方針として明文化する必要がある。

(3) 立入計画表の決裁の手法について

① 立入計画表の決裁の手法に関する現状

「平成 25 年度～平成 28 年度「排水基準監視」方針」に基づき「H25～H28 年度排水基準監視立入計画表」(以下、「立入計画表」)に具体的な事業場別の立入計画を策定し、決裁を受けているが、平成 25 年度～平成 28 年度までの立入計画表であることから、平成 25 年度に決裁を受けて以降、4 年間は決裁を受けておらず、計画の見直しも行われていない状況となっている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 立入計画表の決裁を単年度ごとに実施するよう改善すべき

排水基準を超過した事業場については、その翌年度に基準適合を確認するため必ず立ち入ることとしていることや、事業場の撤退や追加等、単年度においても突発的に立入調査を要する事象が発生することが考えられる。このような状況で、単年度の決裁を受けない場合に、4 年間の途中で起こった突発事象に対応できない可能性があるため、4 年間の長期的な計画に加えて、単年度の計画においても計画の見直しを行い、決裁を受ける必要がある。

また、現状の立入計画表においては排水基準を超過した事業場が明確となるような記載になっておらず、前年度排水基準を超過した事業場が当年度正しく反映されているかが一見してわからず、決裁の有効性が不十分となるおそれがある。

排水基準を超過した事業場が次年度の立入調査対象となっているかを確認するためにも、立入計画表上、排水基準を超過した事業場が明確となるような記載に変更するか、別添として排水基準の超過事業場リストを添付の上で決裁に回すといった対応をとる必要がある。

(4) 立入調査の結果の記載について

① 立入調査の結果の記載に関する現状

立入調査の結果については環境白書を通じて公表されることとなる。平成 24 年度の環境白書に記載の立入調査に関する概略は以下のとおりである。

特定事業場数等	検査項目数	適合項目数	不適合項目数
2,943	2,404	2,380	24

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 立入調査の結果をより明確に記載するよう改善すべき

環境白書では県内にある特定事業場数及び検査項目数、適合項目数、不適合項目数のみが記載されているが、現状の記載では、特定事業場数のうち、立入調査すべき立入対象事業場数がいくつなのか、また、実際に平成 24 年度に立入調査を実施した事業場及び排水基準を超過した事業場の数がいくつなのかの情報が明示されていない。県は立入調査の方針として少なくとも 4 年に 1 回は実施することに加えて、排水量に応じて立入調査頻度を設定している。当方針に拠った場合、平成 25 年度から 28 年度の 4 年間の延べ立入事業場概数は 900 を計画している。当該方針も踏まえ立入調査の結果をより明確に示すためには、以下の内容についても明示する必要がある。

特定事業場数の内 立入調査すべき事業場数 (4 年累計)	当年度立入事業 場数	適合事業場数	不適合事業場数
900	238	220	18

なお、上述までの記述は平成 24 年度の環境白書にかかるものであるが、監査期間中に作成中であった平成 25 年度の環境白書においては、当該指摘に基づき対応されている。

【18】 大気汚染常時監視テレメーター装置運営事業

(単位：千円)

所管課	環境管理課		
事業目的	大気汚染常時監視テレメーター装置等の整備、管理、維持		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染常時監視テレメーター装置等の整備、管理、維持 ・大気汚染物質の監視及び常時監視による大気汚染状況の把握と評価 		
条例・要綱等	・和歌山県公害防止条例		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
支出先	株式会社環境総合テクノス 和歌山支店	支出形態	委託料等
平成 25 年度当初予算	平成 25 年度補正後予算	平成 25 年度決算	
34, 222	34, 222	33, 669	

1. 事業の内容と目標

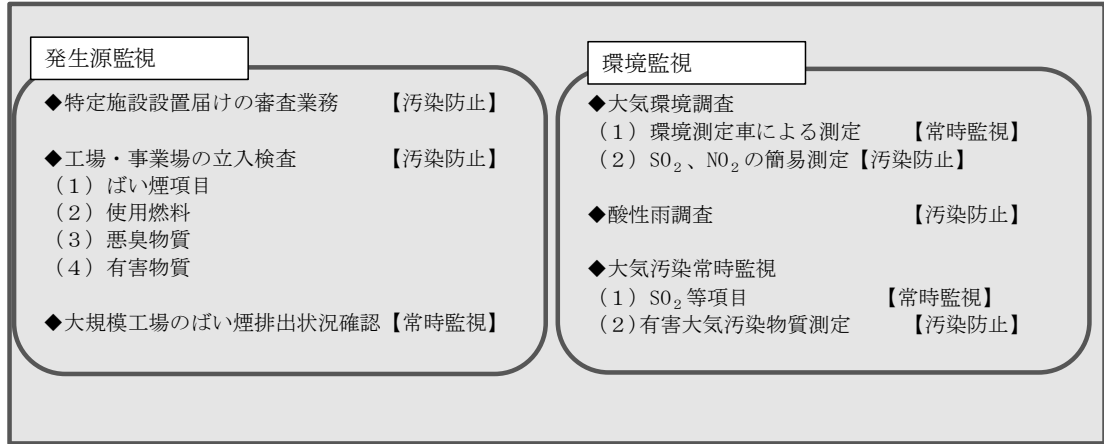
(1) 事業内容

県の大気環境施策としては、汚染防止のための「大気汚染等防止対策事業」と常時監視を行う「大気汚染常時監視テレメーター装置運営事業」がある。後者である当事業の業務では、二酸化いおう (SO₂)、二酸化窒素 (NO₂) 等の大気汚染物質の常時監視及び、光化学オキシダント・ばい煙排出量の監視、数値の集計を行い、各大気汚染防止事業に役立てている。

また、光化学オキシダントの監視においては数値が超過した場合、緊急時の対応として発令を行っている。さらに、これらの監視を実施するための、テレメータシステムやSO₂等測定機器のメンテナンスを実施している。

県の大気環境施策 全体像

- 大気汚染等防止対策事業 【汚染防止】
- 大気汚染常時監視テレメーター装置運営事業 【常時監視】



決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
33,266	33,609	33,669

平成 25 年度の歳出内訳は以下のとおりであり、歳出の多くはテレメーターの整備及びメンテナンスに係る委託料となっている。

(単位：千円)

平成 25 年度 歳出内訳			
委託料	備品購入費	その他	計
21,090	6,276	6,303	33,669

(2) 事業目標

本事業は大気汚染の常時監視、数値データの収集を目的としており、数値目標としては、大気汚染等防止対策事業と同様の内容が設定されている。また、実績は以下の通り、目標を概ね達成している状況にある。なお、微小粒子状物質や光化学オキシダントの達成率については低い水準にあるが、これらは現状、国が発生源の把握や生成機構の解明等を進めている最中であり、全国的に達成率は低い水準となっている。

指標項目	目標値	目標年度	実績値 (H25)
二酸化いおう (環境基準達成率)	100%	H27	100%
二酸化窒素 (環境基準達成率)	100%	H27	100%

一酸化炭素（環境基準達成率）	100%	H27	100%
浮遊粒子状物質（環境基準達成率）	100%	H27	90%
微小粒子状物質（環境基準達成率）	100%	H27	12.5%
光化学オキシダント（環境基準達成率）	100%	H27	0%
光化学スモッグ発令回数 注意報	0回	H27	0回
光化学スモッグ発令回数 予報	0回	H27	8回

第3次和歌山県環境基本計画との関連

本事業と第3次和歌山県環境基本計画との関連は、次のとおりである。

環境基本計画	
2 快適な生活環境の保全	◆ 施策の方向 ○ 工場・事業場からのばい煙等の排出を抑制するため、継続して規制、指導及び監視を行います。 ○ 大気汚染常時監視測定局や環境測定車等の適正な監視体制を構築していきます。
（1）快適な生活環境の保全	
① 大気環境の保全	

2. 監査の結果及び意見

（1）定期保守委託契約の決裁の手法について

① 定期保守委託契約の決裁の手法に関する現状

大気汚染監視設備の定期保守業務の委託に関して、「大気汚染監視設備保守業務委託実施要綱」8条において、所定の様式に基づいて報告書（以下、「報告書」）を入手することが規定されている。報告書には保守業務対象機器ごとに実施内容、結果、報告すべき事項等が記載される。

県においては、委託契約等の履行確認を行う際、検査調書を作成し、委託契約が適切に遂行されていることを確認することとしているが、検査調書の決裁の際には、委託業者から入手した「報告書」は添付されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

- i) 定期保守委託契約に関する決裁に報告書を回付するよう改善すべき

委託業者から入手した「報告書」は担当者が保管しており、検査調書の決裁の際には添付されていない。決裁の際に、委託業務の履行状況を適切に判断するため、検査調書には「報告書」を添付して回付する必要がある。

【19】 アスベスト対策事業

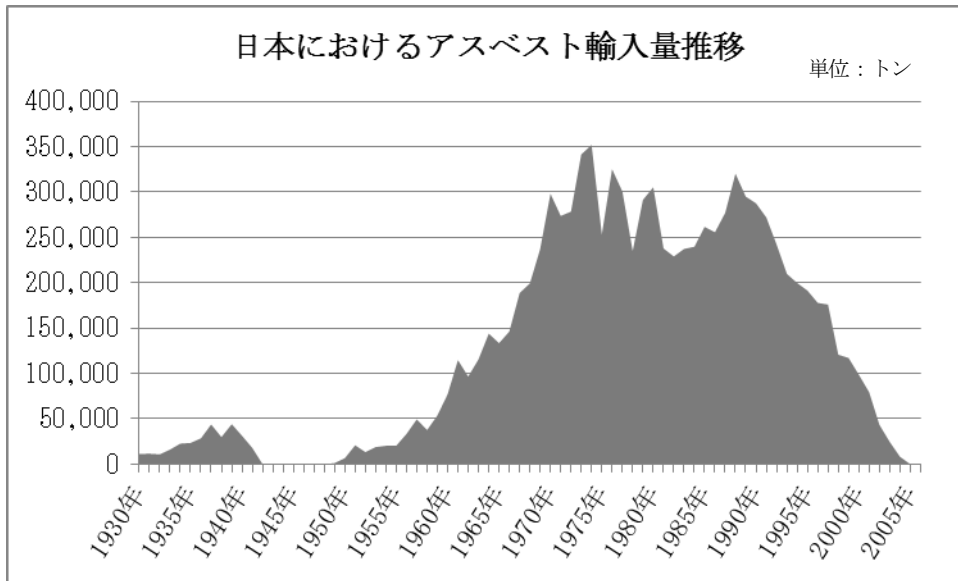
(単位：千円)

所管課	環境管理課		
事業目的	アスベストの飛散防止を図るとともに健康被害者の救済を図る。		
事業概要	<p>立入検査や石綿の大気濃度測定を通じて作業基準の遵守を徹底させ、建築物等の解体等作業現場から大気中へのアスベスト粉じんの飛散を防止することにより、県民の健康被害を未然に防止する為、以下の事業を遂行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定粉じん排出等作業実施届受理 ・ 吹付け石綿除去作業養生現場立入検査 ・ 吹付け石綿除去作業現場大気中石綿濃度測定 ・ 石綿被害に係る受付事務の受任、被害救済 		
条例・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法 ・ 和歌山県公害防止条例 ・ 石綿による健康被害の救済に関する法律 		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	起債
支出先	石綿健康被害救済基金等	支出形態	基金積立等
平成 25 年度当初予算	平成 25 年度補正後予算	平成 25 年度決算	
14,498	14,498	14,285	

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

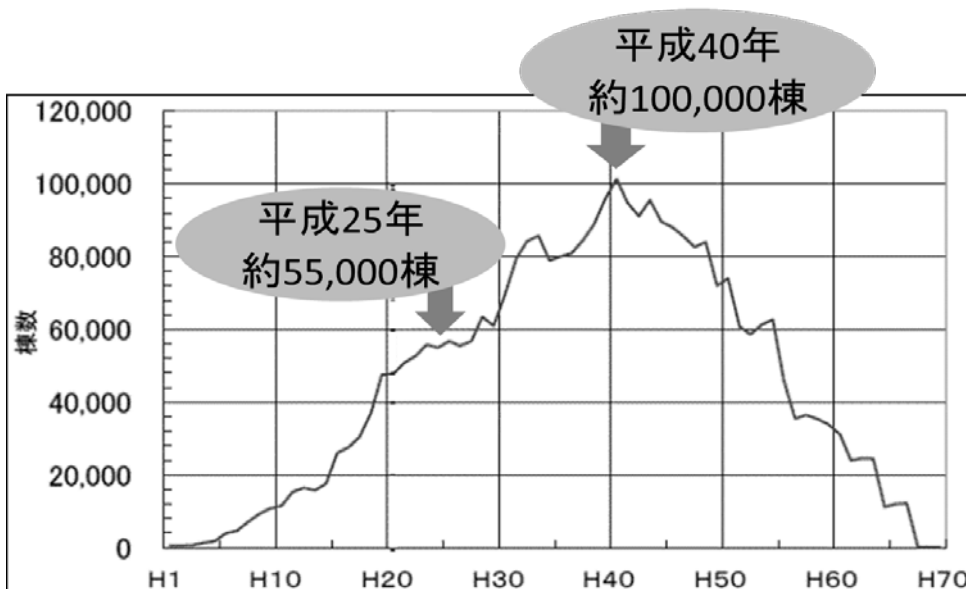
アスベストは耐久性、耐熱性に優れており、安価であるため、戦前～高度成長期にかけて防音、防火、断熱等の目的で建築用資材として幅広く使用されてきた。しかし、長期間大量に吸入することによる人体への悪影響（肺がんや中皮腫の発症等）が指摘されたこと等により、平成 18 年に石綿含有品の製造等の原則禁止、建築物の解体作業等の規制対象範囲の拡大、建築物におけるアスベストの使用禁止等、アスベスト関連規制の改正が行われた。このようにアスベストに係る規制が強まるなか、県としても大気汚染防止法、和歌山県公害防止条例、石綿による健康被害の救済に関する法律等を根拠法令として、アスベスト対策事業を進めてきたものである。



出所：(社) 日本石綿協会統計資料より監査人加工

今後もアスベストを使用した建築物の解体や補修工事が 2028 年（平成 40 年頃）にピークを迎えることが予想されることから、県民の健康被害を未然に防ぐため、今後も重要事業の一つという位置づけで着実に実施されることが求められる。

【民間建築物の年度別解体棟数（推計）】



出所：国土交通省 社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会資料

決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
14,405	14,015	14,285

アスベストによる健康被害者の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害の救済に関する法律(第32条2項)に基づき、県の拠出分として平成19年度から毎年13,570千円を10年間、独立行政法人環境再生保全機構に設置されている石綿健康被害救済基金へ拠出する。平成25年度における歳出の内訳は当該基金積立がほとんどであり、残りは解体工事立入検査に伴うアスベスト濃度分析業務の委託料となっている。

(単位：千円)

平成 25 年度 歳出内訳		
委託料	基金積立	計
715	13,570	14,285

(2) 事業目標

本事業に関して、定量的な数値目標は設定されていない。

第3次和歌山県環境基本計画との関連

本事業は、第3次和歌山県環境基本計画と、主として次の項目で関連付けされている。

環境基本計画	
2 快適な生活環境の保全	◆施策の方向 ○建築物の解体作業等による石綿の飛散を防止するため、大気汚染防止法に基づく規制、指導及び監視を行います。
① 大気環境の保全	

2. 監査の結果及び意見

(1) 本事業に関する計画の策定及び数値目標の設定について

① 本事業に関する計画の策定及び数値目標の設定に関する現状

平成23年4月に公表された第3次和歌山県環境基本計画において、アスベスト事業に関して「建築物の解体作業等による石綿の飛散を防止するため、大気汚染防止法に基づく規制、指導及び監視を行います。」との記載がなされている。本事業に関して、当該記載以外に具体的な計画や数値目標の設定はなされていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 本事業の具体的な計画を策定し、数値目標を設定すべき

アスベスト問題に対する県民の関心は、依然として高いものと想定される。また、平成 25 年 6 月 21 日に大気汚染防止法の改正法が公布(平成 26 年 6 月 1 日施行)され、アスベスト飛散防止対策の強化が求められている。当該改正法では、届出対象外の工事にまで立入検査対象が拡大されており、これまでの届出がなされた解体等工事の確認に加えて、今後は届出がない解体等工事の立入を実施することも求められる。これにより、アスベストの飛散が見込まれる特定工事であるにも関わらず、無届で工事が行われていないかの確認が必要となる等、当該事業の進め方も大きく変化することが予想される。そのような状況のなか、今後は、本事業における現状と課題、施策の方向性について整理したうえで、届出対象外の工事について立入検査を行う際の方針を策定するとともに、その取り組みがわかるような数値目標を設定し、本事業を評価する仕組みを構築すべきである。

(2) 立入検査の実施について

① 特定粉じん排出等作業現場における立入検査の現状

吹付石綿、煙突用断熱材等の飛散可能性が高い石綿建材を扱う解体工事現場においては、立入検査を行い、大気汚染防止法施行規則で定める作業基準の遵守を指導しており、立入検査の結果や指導内容については上席者に報告している。しかし、具体的にどのように検査を行うか等のマニュアルが策定されておらず、立入検査時の業者への指導も経験豊かな職員が経験的判断に基づき実施している状況が続いている。本庁の環境管理課職員は予算上の制約から 1 人体制であるため、知識の蓄積等を組織的に行うことができず、人材の育成体制の整備が困難な状況が続いている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 立入検査のマニュアルを整備すべき

現状、立入検査時のマニュアルが整備されていないため、人事異動等により現職員が異動した場合、組織としての知識、経験はリセットされてしまうこととなる。組織として、将来にわたって当該事業が滞りなく行われることを担保するため、環境省が公表している大気汚染防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引きに基づき、早

急に現職員の経験的知見を盛り込んだ立入検査マニュアルを整備すべきである。

(3) 特定粉じん排出等作業に関する完了報告を業者から入手すべき

① 特定粉じん排出作業に関する完了報告の現状

アスベストの飛散可能性が高い吹付け石綿等が使用されている建築物等の解体等工事については、都道府県知事への工事の届出義務があり、当該事業において、届出内容を審査、受理書を交付している。しかし、解体等工事の完了報告書を条例で提出するよう求めていることから、完了報告書については施工業者から入手していない（近隣では大阪府、兵庫県が工事完了報告の提出を条例で義務付けている）。解体等工事が適正に行われているかどうかの確認は、年間 70 件程度ある届出工事（平成 25 年度実績は 73 件）のうち、サンプルで 10 件程度の立入検査を実施することで担保している状況となっている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 特定粉じん排出等作業に関する完了報告を業者から入手すべき

特定粉じん排出等作業に関する完了報告の提出義務を条例において定めることが望ましいが、現状、条例で定められておらず、強制力をもたないため、当該報告書を受領していない。届出義務の履行確認を行う県として、当該作業が適正に実施されたことを、サンプルで年 10 件程度の立入検査を実施することのみでは不十分であり、サンプルでの立入検査を実施するとともに、条例で定められていなくとも、行政指導の範疇で完了報告書を入手して確認を行うべきである。

【20】 大気汚染等防止対策事業

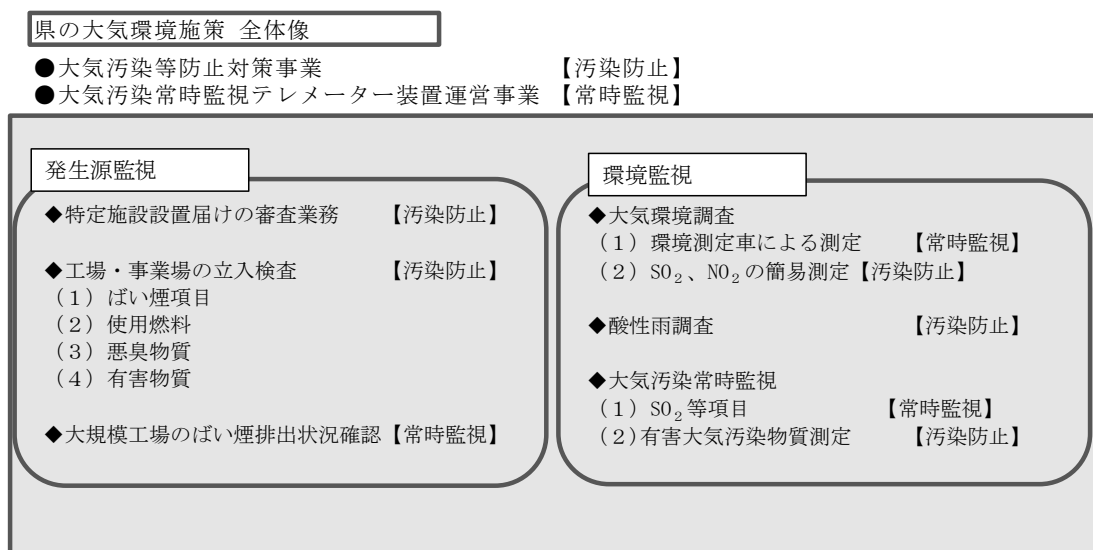
(単位：千円)

所管課	環境管理課		
事業目的	工場事業場に対する「発生源監視」、一般環境に対する「環境監視」を実施することにより、大気汚染の未然防止を図り、県民の生活環境を保全する。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・工場事業場等への立入調査・測定 ・大気環境調査 ・有害大気汚染物質測定 		
条例・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法 ・和歌山県公害防止条例 		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
支出先	直接執行	支出形態	消耗品費等
平成 25 年度当初予算	平成 25 年度補正後予算	平成 25 年度決算	
7,059	7,045	6,828	

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

県の大気環境施策としては、汚染防止のための「大気汚染等防止対策事業」と常時監視を行う「大気汚染常時監視テレメーター装置運営事業」がある。前者である当事業の主たる業務には、特定施設設置届けの審査業務や事業場等への立入調査があり、その他、二酸化いおう (SO₂)、二酸化窒素 (NO₂) の簡易測定、国費による酸性雨調査、有害大気汚染物質測定等がある。



それぞれの業務の概要は以下のとおりである。

業務	概要
特定施設設置届けの審査業務	大気汚染防止法第6条等に定める特定施設の設置、変更に関する届出が適切にされていることを審査する業務
事業場等への立入調査	大気汚染防止法第3条等に定める各指標の数値が基準を違反していないかを検査し、基準を違反していた場合に指導する業務 概ね5年で全ての事業場等を立入調査の対象とすることとしている。
SO ₂ 、NO ₂ の簡易測定	テレメーター事業で測定している箇所以外についてろ紙を利用した簡易的な測定を実施する業務
酸性雨調査	全額国費により実施する国からの委託業務
有害大気汚染物質測定	大気中の有害大気汚染物質の値を測定し、環境省へ報告する業務

決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成23年度	平成24年度	平成25年度
7,505	10,334	6,828

平成24年度の決算額が他の年度に比して多額なのは、大気環境の保全に対する意識を高めることを目的とした環境省主催の全国大会にかかる経費が含まれていることによる。

(2) 事業目標

本事業に関する数値目標としては、環境基本計画で以下の内容が設定されており、実績は以下の通り、目標を概ね達成している状況にある。なお、微小粒子状物質や光化学オキシダントの達成率については低い水準にあるが、これらは現状、国が発生源の把握や生成機構の解明等を進めている最中であり、全国的に達成率は低い水準となっている。

指標項目	目標値	目標年度	実績値 (H25)
二酸化いおう (環境基準達成率)	100%	H27	100%
二酸化窒素 (環境基準達成率)	100%	H27	100%
一酸化炭素 (環境基準達成率)	100%	H27	100%
浮遊粒子状物質 (環境基準達成率)	100%	H27	90%

微小粒子状物質（環境基準達成率）	100%	H27	12.5%
光化学オキシダント（環境基準達成率）	100%	H27	0%
光化学スモッグ発令回数 注意報	0回	H27	0回
光化学スモッグ発令回数 予報	0回	H27	8回

第3次和歌山県環境基本計画との関連

本事業と第3次和歌山県環境基本計画との関連は、次のとおりである。

環境基本計画	
2 快適な生活環境の保全	◆ 施策の方向 ○ 工場・事業場からのばい煙等の排出を抑制するため、継続して規制、指導及び監視を行います。 ○ 大気汚染常時監視測定局や環境測定車等の適正な監視体制を構築していきます。
(1) 快適な生活環境の保全	
① 大気環境の保全	

2. 監査の結果及び意見

(1) 立入調査計画の明文化について

① 立入調査計画の明文化に関する現状

立入調査の実施にあたっては、概ね5年で全ての事業場等を立入調査の対象とすることや、違反があった事業所・新規の事業所（施設含む）については速やかに対象とする考えはあるとのことであるが、これらの考え方について計画としては明文化されたものはない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 立入調査の計画を明文化すべき

5年で全ての事業場等を立入調査の対象とすることや、違反があった事業所・新規の事業所（施設含む）については速やかに対象とする考えは、運用上、周知されているとのことであるが、将来的にも継続して適切な調査が行われることを担保するために、計画として明文化する必要がある。

(2) 立入調査票の記入の徹底について

① 立入調査票の記入に関する現状

事業場等への立入調査を行う場合、「立入調査票」を用いて現場確認を行っている。「立入調査票」には、調査員、所在地、立会者等の記載の他、対象施設の概要を事前に記載し、「立入調査票」の記載内容と実際の現場との整合性を確認するものである。また、自主測定が求められている事業者に対して自主測定を行っているかの確認項目も設けられている。自主測定とは、大気汚染防止法 16 条に定められている事業者によるばい煙量又はばい煙濃度の測定義務のことであり、自主測定を実施していない事業者に対しては後日通知文を発送し、測定の実施を促している。

② 監査の結果

i) 立入調査票の記入を徹底すべき

平成 25 年度の「立入調査票」全件（33 件）を閲覧したところ、「立入調査票」の自主測定の確認項目について、チェックがされていないものが 5 件発見された。現場から県庁へ戻った後、別途メモに記入しているとのことであるが、一日に複数の現場に行くことが多く、現場持参用の「立入調査票」にて確実にチェックを実施することが、正確性の担保につながるものであるため、「立入調査票」へのチェックについて徹底する必要がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

【21】騒音振動公害防止対策事業

(単位：千円)

所管課	環境管理課		
事業目的	騒音・振動の発生抑制を図り、快適な生活環境の保全を図る。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 工場等における騒音・振動の発生抑制や指導 自動車騒音や航空機騒音の監視 		
条例・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> 騒音規制法 航空機騒音に係る環境基準 和歌山県公害防止条例 		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
支出先	ワコウコンサルタント株式会社 環境カンファレンス株式会社 等	支出形態	委託料等
平成 25 年度当初予算	平成 25 年度補正後予算	平成 25 年度決算	
6,043	6,043	5,123	

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

本事業の業務は主に4つにわかれており、概要は以下のとおりである。

業務	概要
阪和自動車道及び湯浅御坊道路自動車騒音調査	高速道路沿線地域の自動車騒音の影響把握。毎年度関係市町と定期的監視（年1回）を実施
航空機騒音測定調査	南紀白浜空港に係る航空機騒音実態調査
環境騒音実態調査及び面的評価の実施	有田川町、白浜町内の道路に面する地域の定点において、各町4年に1度、道路騒音の実態調査を行う。
県公害防止条例に基づく特定施設立入調査	県条例に基づく騒音・振動に係る特定施設の設置届けのあった工場等に立入調査、騒音・振動を实地測定し、排出基準の遵守状況を確認する。

決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
8,365	6,397	5,123

平成 25 年度の歳出内訳は以下のとおりであり、主に委託料と交付金で構成されている。委託料は航空機騒音測定調査にかかるものと、環境騒音実態調査及び面的評価の実施にかかるものである。交付金は市町村に対するものであり、和歌山県公害防止条例にかかる事務を移譲していることによるものである。

(単位：千円)

平成 25 年度 歳出内訳			
委託料	交付金	その他	計
1,711	2,536	876	5,123

(2) 事業目標

本事業に関する数値目標としては、環境基本計画で以下の内容が設定されている。

指標項目	目標値	目標年度
騒音に係る環境基準達成率 (一般地域)	100%	H27
騒音に係る環境基準達成率 (道路に面する地域)	100%	H27
自動車騒音要請限度以下の割合	100%	H27

第3次和歌山県環境基本計画との関連

本事業と第3次和歌山県環境基本計画との関連は、次のとおりである。

環境基本計画	
2 快適な生活環境の保全	◆ 施策の方向 ○ 工場・事業場や建設作業からの騒音・振動について、引き続き監視、指導を行います。 ○ 事務委任等されている市町村が実施する騒音・振動測定について、技術的支援を行います。 ○ 工場・事業場の立地にあたっては、都市計画法等に基づき、適切な土地利用を推進します。 ○ 自動車交通騒音の影響を低減するため、関係機関との連携を図りながら、発生源対策、道路構造対策、交通流対策等を総合的に推進します。
(1) 快適な生活環境の保全	
④ 騒音・振動・悪臭公害対策の推進	

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣騒音問題に対応するため、県民一人ひとりの騒音防止意識を高め、マナーを向上させるための啓発活動を推進します。 ○ 航空機騒音について、航空機騒音に係る環境基準の類型指定について検討するとともに、監視体制の充実を図ります。
--	--

2. 監査の結果及び意見

(1) 騒音の環境指標達成のための取り組みについて

① 騒音の環境指標に関する現状

環境基本計画においては騒音の環境指標として、以下のように目標を掲げている。

指標項目	目標		計画策定時		現況値	
	目標値	年度	値	年度	値	年度
騒音に係る環境基準達成率 (一般地域)	100%	H27	92.9%	H21	100%	H25
騒音に係る環境基準達成率 (道路に面する地域)	100%	H27	69.2% ⁸	H21	95.6% ⁸	H25

(出所：環境白書抜粋)

和歌山県内で騒音に係る環境基準が適用されるのは、和歌山市及び海南市である。表のとおり、直近の実績値では、いずれも高い水準であり、騒音に係る環境基準達成率（一般地域）についての数値は計画策定時点から上昇している。

騒音に係る環境基準達成率（道路に面する地域）については、交通量の多い和歌山市及び海南市の道路に面する地域を対象としている。

環境基本計画における騒音に関する環境指標は平成21年度に測定されたものであるが、騒音規制法の改正により、平成24年度から市の区域に係る自動車騒音の常時監視については市長が行うこととなった。したがって、和歌山県では、和歌山市や海南市からデータを受け取るとともに、新たに有田川町及び白浜町において自動車騒音常時監視を行っている。

⁸ 環境基準達成率については、騒音測定地点での達成率から、より詳細に評価できる面的評価から算出する方法に変更した。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 騒音の環境指標達成に向けて市の取り組みをモニタリングすべき

騒音規正法の改正により、市の区域に係る自動車騒音の常時監視については市長が行うこととなったため、現状においては和歌山市と海南市についてはデータを受け取っているのみであり、目標値達成にむけた特段の取り組みはなされていない。また、和歌山市の環境基本計画においては平成29年度に環境基準達成率95%を設定しており、県の計画と不整合が生じている状態にある。

平成25年度における環境基準達成率は高い数値であるものの、より確実な目標値の維持、達成に向けて、県は、和歌山市及び海南市と連携し、原因の究明及び総合的な施策の取り組みを実施する等、市も含めた県全体の環境対策に関するモニタリングを行う必要がある。

【22】ダイオキシン類防止対策事業

(単位：千円)

所管課	環境管理課		
事業目的	ダイオキシン類による環境汚染の未然防止を図り、県民の生活環境保全と健康保護に寄与する。		
事業概要	<p>特定施設の監視及び指導と常時監視による汚染状況の監視をすることにより、ダイオキシン類による環境汚染を未然に防ぐとともに、結果を公表することで、県民に安心感を与えるため、以下の事業を遂行する。</p> <p>① 大気、地下水、土壌等の常時監視 ② 海南地区公共用水域ダイオキシン類環境継続調査 ③ 排出基準監視（自主測定結果公表、立入検査） ④ 海南公共用水域の監視及び測定結果の公表</p>		
条例・要綱等	・ダイオキシン類対策特別措置法		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
支出先	1. 東京テクニカル・サービス株式会社 2. 帝人エコ・サイエンス(株) 等	支出形態	委託料
平成 25 年度当初予算	平成 25 年度補正後予算	平成 25 年度決算	
10,686	10,686	10,509	

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

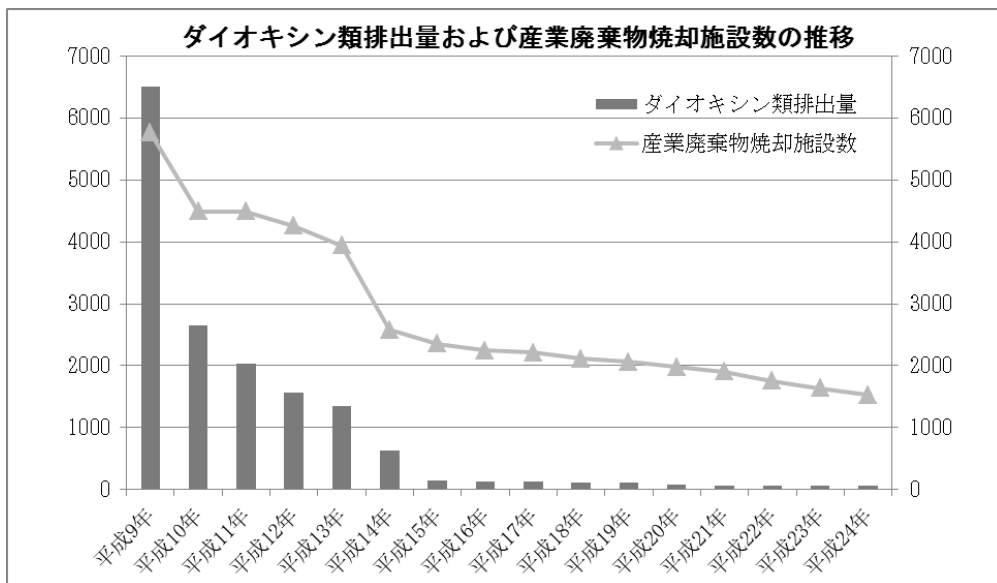
平成9年に発生した豊能町と能勢町で共同運営するゴミ処理施設「豊能郡美化センター」内とその周辺で高濃度のダイオキシン汚染が検出された豊能町ダイオキシン問題等をはじめとして、ダイオキシン問題は全国的に大きな問題となっている。ダイオキシン類の排出源は様々であるが、地球上のダイオキシン類の90%はゴミの焼却過程で発生するとされており、以下に示した実際の排出源別排出量データをみても一般廃棄物焼却施設、産業廃棄物焼却施設から大気への排出量が多いことがわかる。

発生源別ダイオキシン類排出量					
発生源		排出量 (g-TEQ/年)			
		平成9年	平成14年	平成19年	平成24年
廃棄物処理分野 (大気への排出)	一般廃棄物 焼却施設	5,000	370	52	31
	産業廃棄物 焼却施設	1,505	265	58	26
	小型廃棄物 焼却炉等	700~1,153	112~135	69~87	22.6
その他 (大気及び水への排出)		475~477	194~197	106~109	56.4~58.4
合 計		7,680~8,135	941~967	285~306	136~138

出所：環境省報道発表資料（平成 26 年 3 月 20 日）を基に監査人加工

注）： 小型焼却炉とは、事業所設置で焼却能力 200 kg/h 未満のもの。

上記問題を受けて、平成 11 年にダイオキシン類対策関係閣僚会議で策定された「ダイオキシン対策推進基本指針」において、4 年以内に全国のダイオキシン類の排出量を平成 9 年比で約 9 割削減することを目標としたこと等により、平成 9 年以降、大きく減少している。また、ダイオキシン類の主要な排出源である焼却施設についても集約化が進んでおり、年々、減少傾向となっている。



出所：環境省報道発表資料（平成 26 年 3 月 20 日）を基に監査人加工

注 1) ダイオキシン類排出量は、最も排出量が多い一般及び産業廃棄物焼却施設（小型焼却炉等は除く）から大気へ排出された量のみを計上している。

注 2) ダイオキシン類排出量（左軸）の単位は g-TEQ/年。産業廃棄物焼却施設数（右軸）の単位は箇所。

県においても人体に悪影響を及ぼすダイオキシン類による環境汚染を未然に防止し、県民の生活環境保全と健康保護に寄与するため、大気や水質、土壌等の常時監視および事業所等のダイオキシン類排出源の監視、指導をはじめとするダイオキシン類対策事業を実施している。

また、平成 12 年度にダイオキシン類による汚染が判明した海南地域について、海南公共用水域環境継続調査計画を毎年、県環境審議会の水質・土壌・化学物質部会へ諮問して策定し、ダイオキシン類対策特別措置法 7 条に基づく環境基準値を目標値として当公共用水域の監視及び測定結果の公表を行っている。汚染の原因は付近で営業する化学工場において、通常使用しない染料を使用したことによるものであり、その後、海南市と当該工場が協定を結び、事業所の排水について月 1 回の頻度で交互に計測している。県は、これを担保するため、排水付近の 2 つのポイントにおいて、年 2 回の測定を実施し、測定結果を公表している。

決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
11,250	11,147	10,509

平成 25 年度における本事業の歳出の内訳はダイオキシン類の測定・分析業務委託等の委託料が多くを占めている状況となっている。

(単位：千円)

平成 25 年度 歳出内訳		
委託料	その他	計
9,924	585	10,509

(2) 事業目標

本事業に関する数値目標としては、環境基本計画で以下の内容が設定されている。

指標項目	目標	
	目標値	年度
大気中のダイオキシン類濃度の環境基準達成率	100%	H27
水質中のダイオキシン類濃度の環境基準達成率	100%	H27
底質中のダイオキシン類濃度の環境基準達成率	100%	H27
土壌中のダイオキシン類濃度の環境基準達成率	100%	H27

大気、水質、底質、土壌中のダイオキシン測定について、法で定められている環境基準を 100% 達成することを目標としており、目標年度は平成 27 年度としている（以

下、環境基本計画の第5章、表5-11の一部抜粋)。

第3次和歌山県環境基本計画との関連

本事業は、第3次和歌山県環境基本計画と、主として次の項目で関連付けされている。

環境基本計画	
2 快適な生活環境の保全	◆施策の方向 ○ダイオキシン類などの化学物質による環境汚染の未然防止について、学識経験者による委員会に諮問するなど、総合的な対策を検討します。
(1) 快適な生活環境の保全	
⑤ 化学物質による環境汚染の未然防止	

下表のとおり、法で定められている環境基準を大幅に下回っており、目標を達成している状況にある。なお、環境基準の項目に基づいて環境基本計画の指標項目は設定されているが、下表の地下水については、環境基本計画における目標値の水質に含まれている。

平成25年度和歌山県ダイオキシン類常時監視結果

調査対象	区 分	測定地点数	測定結果			環境基準値	単 位
			平均値	最小値	最大値		
大 気	-	7	0.02	0.01	0.07	0.6	pg-TEQ/m ³
公共用 水 域 水 質	河川	15	0.10	0.04	0.75	1.0	pg-TEQ/L
	海域	20	0.06	0.04	0.20		
	合計	35	0.08	0.04	0.75		
公共用 水 域 底 質	河川	11	4.02	0.17	55.00	150	pg-TEQ/g
	海域	13	11.60	0.34	120		
	合計	24	8.13	0.17	120		
地下水	-	13	0.05	0.04	0.12	1	pg-TEQ/L
土 壤	一般地域	15	3.62	0.00	41.00	1000	pg-TEQ/g
	発生源周辺地域	8	7.99	0.00	53.00		
	合計	23	5.14	0.00	53.00		

(出所：環境白書抜粋)

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

和歌山県報

平成二十七年四月十日

号外

別冊